

〈参考資料〉

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

〔改正沿革〕 昭和二十五年法律第七十九号、百三号、二十八年百六十七号、二百十三号、二十九年百五十九号、三十六年百四十五号、百六十六号、三十七年百六十一号、三十九年百十号、四十三年九十四号、四十五年六十五号、百十一号、五十年五十九号、六十号、六十一号、五十一年二十五号、五十三年五十五号、五十八年七十八号、六十二年八十八号、平成三年七十九号、五年八十九号、九年七十二号、十年百一号、十一年八十七号、百二号、百六十号、十三年百五号、十四年百十八号、十六年四十二号、七十六号、百四十七号、百五十四号、十七年八十七号、十八年五十号、十九年九十六号、二十三年三十七号、二十三年五十三号、二十三年七十四号、二十四年六十七号、二十五年四十四号、二十六年十五号、六十九号、令和元年十一号、三十七号、七十一号

私立学校法をここに公布する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十三条）

第三章 学校法人

第一節 通則（第二十四条—第二十九条）

第二節 設立（第三十条—第三十四条）

第三節 管理

第一款 役員及び理事会（第三十五条—第四十条の五）

第二款 評議員及び評議員会（第四十一条—第四十四条）

第三款 役員の損害賠償責任（第四十四条の二—第四十四条の四）

第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条の二—第四十九条）

第四節 解散（第五十条—第五十八条）

第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条の二）

第四章 雑則（第六十四条—第六十五条の四）

第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（所轄庁）

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるものうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第

二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

- 一 私立大学及び私立高等専門学校
- 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人
- 五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

第二章 私立学校に関する教育行政

（学校教育法の特例）

第五条 私立学校（幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。）には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

（報告書の提出）

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

第七条 削除

（私立学校審議会等への諮問）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かななければならない。

- 2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項（同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聴かななければならない。

（私立学校審議会）

第九条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

- 2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

（委員）

第十条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

第十一条 削除

（委員の任期）

第十二条 私立学校審議会の委員の任期は、四年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第十三条 私立学校審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。
- 3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

（委員の解任）

第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議

を経て、これを解任することができる。

（議事参与の制限）

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

（委員の費用弁償）

第十六条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

（運営の細目）

第十七条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

第十八条 削除

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

（学校法人の責務）

第二十四条 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

（資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

（収益事業）

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（特別の利益供与の禁止）

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(住所)

第二十七条 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第二十八条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

(寄附行為の補充)

第三十二条 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第三十条第一項各号に掲げる事項を定めずに死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(設立の時期)

第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の三 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第三十四条 一般社団・財団法人法第百五十八条及び第百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 管理

第一款 役員及び理事会

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。
2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。
2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。
4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。
5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(役員の職務等)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
3 監事の職務は、次のとおりとする。
一 学校法人の業務を監査すること。
二 学校法人の財産の状況を監査すること。
三 理事の業務執行の状況を監査すること。
四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
七 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会

又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(役員を選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）
 - 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）
 - 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。
- 3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。
- 8 次に掲げる者は、役員となることができない。
- 一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
 - 二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

(役員兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員補充)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(忠実義務)

第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の代理行為の委任)

第四十条の三 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第四十条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第百三条及び第百六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第二款 評議員及び評議員会

(評議員会)

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に、議長を置く。
- 5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の二第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。
- 10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 第四十五条の二第一項の予算及び事業計画
- 二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 寄附行為の変更
- 六 合併
- 七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散
- 八 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第三款 役員の損害賠償責任

(役員の学校法人に対する損害賠償責任)

第四十四条の二 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。
- 3 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。
 - 一 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事

- 二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事
- 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事
- 4 一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条第一項第二号	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四条第一項	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議
第百十四条第二項	、同項	及び同項
	限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	限る。）
第百十四条第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議
	社員	評議員
第百十四条第四項	議決権を有する社員	評議員
第百十五条第一項	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
	限る。）、	限る。）又は
第百十五条第四項	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十六条第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号

（役員 of 第三者に対する損害賠償責任）

- 第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 一 理事 次に掲げる行為
 - イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員の変責責任)

第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四款 寄附行為変更の認可等

第四十五条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第九十九条第二項(同法第二百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(評議員会に対する決算等の報告)

第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。)にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(報酬等)

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

(会計年度)

第四十九条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第四節 解散

(解散事由)

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
 - 三 目的たる事業の成功の不能
 - 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
 - 五 破産手続開始の決定
 - 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令
- 2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十一条第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。
- 4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(学校法人についての破産手続の開始)

- 第五十条の二 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。
- 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の学校法人の能力)

- 第五十条の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

- 第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(裁判所による清算人の選任)

- 第五十条の五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

- 第五十条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

- 第五十条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

- 第五十条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。
- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

- 第五十条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。
- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第五十条の十一 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十条の十二 裁判所は、第五十条の五の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(裁判所による監督)

第五十条の十三 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。
- 5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第五十条の十四 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十条の十五 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第五十条の十六 削除

(不服申立ての制限)

第五十条の十七 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(残余財産の帰属)

第五十一条 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。
- 3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。
- 4 前項の助成については、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 5 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第三項ただし書の処置をとるものとする。
- 6 第二項の規定により国庫に帰属した財産（金銭を除く。）は、文部科学大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十五条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務（当該学校法人又は第六十四条第四項の法人が行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期)

第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

第五十八条 削除

第五節 助成及び監督

(助成)

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

(措置命令等)

第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立

学校審議会等に出席してするものとする。

- 6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。
- 9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。
- 10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 11 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

（収益事業の停止）

- 第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。
- 一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
 - 二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。
 - 三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。
- 2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

（解散命令）

- 第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
 - 二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。
- 5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二條第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。
- 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。

- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。

（報告及び検査）

- 第六十三条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（情報の公表）

- 第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- 一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
 - 二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - 三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
 - 四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第四章 雑則

（私立専修学校等）

- 第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第三百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第三百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第三百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。
- 2 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。
 - 3 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。
 - 4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
 - 5 第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。
 - 6 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。
 - 7 第三十一条及び第三十三条（第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。

（類似名称の使用禁止）

- 第六十五条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第六十四条第四項の法人は、この限りでない。

（実施規定）

- 第六十五条の二 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。

（事務の区分）

- 第六十五条の三 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十二条

第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第五号に係る部分に限り、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の四第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の七(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の十三第五項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))及び第六項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条の十四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二項(第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三項(第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第九項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))及び第十項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))並びに第六十三条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第六十五条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

- 第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
 - 二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。
 - 三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。
 - 四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
 - 五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
 - 七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。
 - 八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
 - 九 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
 - 十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。
 - 十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
 - 十二 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

○ 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）

〔改正沿革〕 昭和二十八年政令二百九十七号，三十五年二百八十三号，三十六年四百二十七号，三十九年二十九号，四十五年二百号，五十年二百五十一号，三百八十一号，五十一年四十二号，平成十二年四十二号，三百八号，十五年七十四号，十六年二百二十六号，十七年二十四号，二十六年四百十二号，令和元年九十七号

内閣は、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十八条第一項，第三十三条，五十七条，第六十四条第五項及び第七項並びに附則第五項及び第七項の規定に基き，この政令を制定する。

（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者）

第一条 私立学校法（以下「法」という。）第二十六条の二（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては，法第六十四条第四項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は，次に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設立者，理事，監事，評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校の校長，教員その他の職員を含む。）
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前二号に掲げる者のほか，第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- 五 当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては，その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの

（登記の届出等）

第二条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は，組合等登記令（昭和三十一年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは，遅滞なく，登記事項証明書を添えて，その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は，理事又は監事が就任し，又は退任したときは，遅滞なく，文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。法第三十七条第二項の規定により理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し，又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときも，同様とする。

（都道府県知事等を経由する申請）

第三条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申請のうち，次に掲げるものは，当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第七条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては，当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。

- 一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事又は指定都市等の長を所轄庁とする私立学校，私立専修学校又は私立各種学校を設置するものがする法第三十条，第四十五条第一項（当該私立学校，私立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限る。），第五十条第二項，第五十二条第二項又は第六十四条第六項の規定による認可又は認定の申請
 - 二 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人が，寄附行為の変更により，文部科学大臣を所轄庁とする学校法人となる場合における法第四十五条第一項又は第六十四条第六項の規定による認可の申請
 - 三 合併の当事者の一方又は双方が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人であつて，その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人である場合における法第五十二条第二項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請
- 2 都道府県知事（同項第一号に掲げる申請のうち指定都市等の区域内の幼保連携型認定こども園に係るものにあつては，当該指定都市等の長）は，同項に掲げる申請を受理したときは，これに

その意見を付して、速やかに、文部科学大臣に進達しなければならない。

(文部科学大臣に対する協議)

第四条 都道府県知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

- 一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が、寄附行為の変更により、都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人となる場合における法第四十五条第一項又は法第六十四条第六項の規定による認可をするとき。
- 二 合併の当事者の一方又は双方が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人である場合における法第五十二条第二項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可をするとき。

(学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳の調製等)

第五条 都道府県知事は、文部科学省令で定める様式により、その所轄に属する学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳を調製しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の台帳の記載事項に異動を生じたときは、速やかに、加除訂正をしなければならない。
- 3 都道府県知事の所轄に属する学校法人又は法第六十四条第四項の法人の所轄庁に異動を生じた場合には、旧所轄庁は、当該学校法人又は法第六十四条第四項の法人の関係書類及び台帳を新所轄庁に送付しなければならない。

(台帳等の保存)

第六条 都道府県知事は、その所轄に属する学校法人又は法第六十四条第四項の法人で解散したものの関係書類及び台帳をその解散の日から五年間保存しなければならない。

(事務の区分)

第七条 第二条、第三条第二項及び第四条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 (略)

○ 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）

〔改正沿革〕 昭和29年文部省令1号, 35年17号, 37年27号, 39年9号, 21号, 40年22号, 42年8号, 45年19号, 25号, 47年37号, 49年33号, 43号, 51年1号, 14号, 29号, 55年24号, 62年27号, 平成3年47号, 6年33号, 10年27号, 11年11号, 12年12号, 44号, 53号, 13年文部科学省令16号, 27号, 15年15号, 16年37号, 17年2号, 18年17号, 19年23号, 35号, 40号, 26年3号, 27年3号, 27年13号, 29年38号 令和元年1号, 15号

私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基き、及びこれを実施するため私立学校法施行規則を次のように定める。

（収益事業の種類）

第1条 私立学校法（以下「法」という。）第26条第2項の事業の種類は、文部科学大臣の所轄に属する学校法人については文部科学省告示で定める。

（法人が事業活動を支配する法人等）

第1条の2 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号。以下「令」という。）第1条第5号の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第3項第1号において「子法人」という。）とする。

2 令第1条第5号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前2項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 学校法人の設立者である法人（第1項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する1又は2以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。）がそれぞれ子法人又は学校法人の設立者である法人（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における議決権の過半数を有する場合

二 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合

イ 支配法人等の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）若しくは評議員又は職員

ロ 支配法人等によつて当該構成員に選任された者

ハ 当該構成員に就任した日前5年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

（寄附行為認可申請手続）

第2条 法第30条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 設立趣意書

二 設立決議録

三 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類

四 設立代表者の履歴書

五 役員に関する次に掲げる書類

イ 役員の就任承諾書及び履歴書

ロ 役員のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類

ハ 役員が法第38条第8項第1号又は第2号に該当しない者であることを証する書類

六 経費の見積り及び資金計画を記載した書類

七 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類

- 八 その他文部科学大臣が定める書類
- 2 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。
- 一 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類
 - 二 寄附申込書
 - 三 不動産（当該申請に係る学校その他の事業に係るものをいう。以下同じ。）の権利の所属についての登記所の証明書類等
 - 四 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
 - 五 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面
 - 六 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書
 - 七 その他文部科学大臣が定める書類
- 3 第1項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の10月1日から」とあるのは、「前々年度の3月1日から」とする。
- 4 第2項の規定は、前項の申請をした者について準用する。
- 5 法第30条の規定により都道府県知事の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。
- 一 第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる書類
 - 二 第2項各号（第7号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）
 - 三 その他所轄庁が定める書類
- 6 第2項第1号の財産目録は、基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）と運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）とを区分して記載するものとする。ただし、学校法人が収益を目的とする事業を行う場合には、収益事業用財産（収益を目的とする事業に必要な財産をいう。）を、さらに区分して記載するものとする。
- 7 第1項、第3項及び第5項の認可申請書及び寄附行為並びに第2項第1号の財産目録には、副本を添付することを要する。

（文部科学大臣の認可の手續）

- 第3条 文部科学大臣は、前条第1項及び第3項の申請があつた場合には、当該私立大学等の開設年度の前年度の3月31日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

（役員職務の適正な執行ができない者）

- 第3条の2 法第38条第8項第2号（法第64条第5項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法）

- 第3条の3 法第44条の2第4項（法第64条第5項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下この条及び次条において「準用一般社団・財団法人法」という。）第113条第1項第2号に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員のうち理事が当該学校法人（法第64条第5項において準用する場合にあつては、同条第4項の法人（以下「準学校法人」という。）。以下この条及び次条において同じ。）の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の会計年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む会計年度及びその前の各会計年度に限る。）ごとの合計

額（当該会計年度の期間が1年でない場合にあつては、当該合計額を1年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ 準用一般社団・財団法人法第113条第1項の評議員会の決議を行つた場合 当該評議員会の決議の日

ロ 準用一般社団・財団法人法第114条第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決議のあつた日

ハ 準用一般社団・財団法人法第115条第1項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（2以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員が当該学校法人から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員がその職に就いていた年数（当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超過している場合にあつては、当該数）

(1) 理事長 6

(2) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 4

(i) 寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの

(ii) 当該学校法人の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

(iii) 当該学校法人の職員

(3) 理事（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）又は監事 2

（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

第3条の4 準用一般社団・財団法人法第113条第4項（準用一般社団・財団法人法第114条第5項及び第115条第5項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員のうち理事が当該学校法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前2号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

（寄附行為変更認可申請手続等）

第4条 法第45条第1項の規定により寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項（当該条項に係る新旧の比較対照表を含む。以下同じ。）及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

一 寄附行為所定の手続（法第42条に規定する手続を含む。以下同じ。）を経たことを証する書類

二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、次に掲げる書類

イ 当該学校法人の概要を記載した書類

ロ 第2条第1項第7号に掲げる書類

三 その他所轄庁が定める書類

2 前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 前項第1号に掲げる書類

二 第2条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる書類

三 その他文部科学大臣が定める書類

3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書

二 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書

三 第2条第2項第2号及び第4号から第6号までに掲げる書類

四 その他文部科学大臣が定める書類

- 4 前2項の規定は、第1項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校等の学科（以下「私立大学の学部等」と総称する。）を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
第2項	当該私立大学等の開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間	当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日までの間
前項	当該私立大学等	当該私立大学の学部等

- 5 第1項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第50条第1項、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第43条第1項、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第66条第1項又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第63条第1項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで若しくは3月1日から同月31日まで又は当該学科の開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第2条第2項第6号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第3項第1号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。
- 6 第1項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。）に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。
- 一 第2条第2項各号（第2号及び第7号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）
 - 二 第3項第1号及び第2号に掲げる書類
 - 三 その他所轄庁が定める書類
- 7 第1項の寄附行為の変更が、文部科学大臣の所轄に属する学校法人が都道府県知事の所轄に属する私立学校を設置し、又は都道府県知事の所轄に属する私立学校に課程等を設置する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。
- 一 第2条第1項第6号に掲げる書類
 - 二 第2条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる書類
 - 三 第3項第1号及び第2号に掲げる書類
 - 四 その他文部科学大臣が定める書類
- 8 第3条の規定は、第2項及び第4項の申請について準用する。この場合において、同項の申請については、同条中「私立大学等」とあるのは、「私立大学の学部等」と読み替えるものとする。
- 9 第1項の寄附行為の変更が、私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）又は従来行っていた収益事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。
- 一 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類
 - 二 第2条第2項第1号及び第6号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）
- 10 第1項の寄附行為の変更が、都道府県知事の所轄に属する私立学校又は課程等を廃止し、その職員組織等を基に、他の都道府県知事の所轄に属する私立学校又は他の課程等を設置しようとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、第6項又は第7項の規定にかかわらず、第

2条第2項第1号及び第5号に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。

- 11 第1項の寄附行為の変更が、当該学校法人が新たに収益事業を行う場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。
 - 一 第2条第2項第4号から第6号までに掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）
 - 二 第3項第1号及び第2号に掲げる書類
- 12 第1項の寄附行為の変更が登記事項の変更に係る場合には、同項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類には、副本を添付することを要する。

第4条の2 前条第1項の寄附行為の変更が、学校教育法第4条第1項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 前条第1項第1号及び第2号口に掲げる書類
 - 二 前条第3項第1号及び第2号に掲げる書類
 - 三 第2条第1項第3号に掲げる書類
 - 四 第2条第2項第4号から第6号までに掲げる書類
 - 五 その他文部科学大臣が定める書類
- 2 前条第1項の寄附行為の変更が、学校教育法第4条第1項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者でなくなる場合（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。）に係るものであるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。
 - 一 当該設置者の変更による財産の処分に関する事項を記載した書類
 - 二 前条第1項第1号及び第2号に掲げる書類
 - 三 第2条第2項第1号及び第6号に掲げる書類（この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）

（寄附行為変更の届出手続等）

第4条の3 法第45条第1項（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第30条第1項第3号（法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、学校教育法第4条第2項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第1項（同法第134条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第130条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。附則第12項において「認定こども園法」という。）第17条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校等の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項
 - 二 法第30条第1項第4号（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項（ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。）
 - 三 法第30条第1項第12号（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に掲げる事項
- 2 法第45条第2項に規定する寄附行為の変更の届出を行おうとするときは、届出書に寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類、変更後の寄附行為並びに第4条第1項第1号に掲げる書類を添付して、所轄庁に提出するものとする。

（財産目録等の作成）

第4条の4 法第47条第1項（法第64条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する書類（事業報告書にあつては財務の状況に関する部分に限り、役員等名簿を除く。）の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。

- 2 法第47条第1項に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条第2号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第64条第4項の法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する募集又は売出しを行うもの（次項

において「有価証券発行学校法人」という。)にあつては、別に省令で定めるところにより作成しなければならない。

- 3 法第47条第1項に規定する書類のうち収支計算書については、第1項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、別に省令で定めるところにより作成しなければならない。
- 4 法第47条第1項に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人(法第64条第5項において準用する場合にあつては、準学校法人。)の状況に関する重要な事項をその内容としなければならない。

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第4条の5 法第48条第1項(法第64条第5項において準用する場合を含む。)に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

(解散認可又は解散認定申請手続)

第5条 法第50条第2項の規定により解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の事由を記載した認可申請書又は認定申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

- 一 理由書
 - 二 法第50条第1項第1号に該当する場合にあつては同号に規定する手続(法第42条に規定する手続を含む。)、法第50条第1項第3号に該当する場合にあつては法第42条に規定する手続を経たことを証する書類
 - 三 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
 - 四 第2条第2項第1号に掲げる書類
 - 五 文部科学大臣の所轄に属する学校法人にあつては、第2条第1項第7号及び第4条第1項第2号イに掲げる書類
 - 六 その他所轄庁が定める書類
- 2 前項の認可申請書又は認定申請書及び同項第1号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

(合併認可申請手続)

第6条 法第52条第2項の規定により合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に申請するものとする。

- 一 理由書
 - 二 法第52条第1項に規定する手続(法第42条に規定する手続を含む。)を経たことを証する書類
 - 三 法第55条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
 - 四 合併契約書
 - 五 合併後存続する学校法人(以下この項において「存続学校法人」という。)又は合併によつて設立する学校法人(以下この項において「設立学校法人」という。)について、次に掲げる書類
 - イ 寄附行為
 - ロ 第2条第1項第5号に掲げる書類(存続学校法人については、同号イの書類のうち引き続き役員となる者に係る就任承諾書を除く。)
 - ハ 第2条第2項第6号に掲げる書類(この場合において、同号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは、「2年間」とする。)
 - 六 合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類
 - イ 寄附行為
 - ロ 貸借対照表
 - ハ 第2条第2項第1号から第5号まで(第2号を除く。)に掲げる書類
 - 七 合併前の学校法人又は準学校法人について、存続学校法人又は設立学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合にあつては、当該学校法人の概要を記載した書類及び第2条第1項第7号に掲げる書類
 - 八 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則
 - 九 その他所轄庁が定める書類
- 2 前項の規定による申請は、合併後当事者の一方である学校法人が存続する場合にあつては、合併の当事者である学校法人又は準学校法人の双方が共同して行なうものとする。
- 3 第1項の認可申請書、同項第1号及び第5号イに掲げる書類並びに同項第6号ハに掲げる書類の

うち財産目録には、副本を添付することを要する。

(公表)

第7条 法第63条の2の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第63条の2第1項第3号に規定する文部科学省令で定める書類は、法第47条第1項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）とする。

(準学校法人への準用)

第8条 第2条第5項から第7項まで、第4条第1項、第6項、第9項、第11項及び第12項、第4条の3第2項、第5条並びに第6条の規定は、準学校法人について準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
第4条 第6項	都道府県知事の所轄に属する私立学校 設置している私立学校に課程、学科若しくは部（以下「課程等」という。）を設置する場合（広域の通信制の課程以外の通信制の課程を広域の通信制の課程とする場合を含む。以下同じ。）	私立専修学校若しくは私立各種学校 私立専修学校の課程を設置する場合
第4条 第9項	私立学校を廃止し、若しくは都道府県知事の所轄に属する私立学校に置いていた課程等を廃止する場合（広域の通信制の課程を広域の通信制の課程以外の課程とする場合を含む。以下この項において同じ。）	私立専修学校若しくは私立各種学校若しくは私立専修学校の課程を廃止する場合
第6条 第1項	私立学校	私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校

(学校法人及び準学校法人の組織変更認可申請手続等)

第9条 法第64条第6項の規定により学校法人及び準学校法人が、それぞれ準学校法人及び学校法人となること（以下この条において「組織の変更」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、所轄庁に認可を申請するものとする。

一 理由書

二 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

2 前項の組織の変更が、当該準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、開設年度の前々年度の10月1日から同月31日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一 第2条第1項第3号及び第5号から第7号までに掲げる書類

二 その他文部科学大臣が定める書類

3 前項の申請をした者は、次に掲げる書類を設置する私立大学等の開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出するものとする。

一 第2条第2項第2号から第6号までに掲げる書類

二 第4条第3項第1号及び第2号に掲げる書類

三 その他文部科学大臣が定める書類

4 第3条の規定は、第2項の申請について準用する。

5 第1項の組織の変更が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする場合に係るものであるときは、第2項中「前々年度の10月1日から」とあるのは、「前々年度の3月1日から」とする。

6 第1項の組織の変更が、当該学校法人が準学校法人になろうとする場合（新たに私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合に限る。）又は準学校法人が都道府県知事の所轄に属する学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、同項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して、所轄庁が定める日までに所轄庁に申請するものとする。この場合において、文部科学大臣の所

轄に属する当該学校法人が準学校法人になろうとする場合に係るものであるときは、当該学校法人を都道府県知事の所轄に属する学校法人とみなす。

- 一 第2条第1項第5号に掲げる書類
 - 二 第2条第2項各号（第2号及び第7号を除く。）に掲げる書類（この場合において、同項第6号中「開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度まで」とあるのは「2年間」とする。）
 - 三 第4条第3項第1号及び第2号に掲げる書類
 - 四 その他所轄庁が定める書類
- 7 第1項の認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類並びに同項第1号に掲げる書類には、副本を添付することを要する。

（認可申請書の様式等）

第9条の2 第2条、第4条から第6条まで及び前条の認可申請書その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）のうち文部科学大臣に提出するものの様式及び提出部数等は、文部科学大臣が別に定める。

- 2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

（専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合）

第10条 法第64条第2項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対してこの省令の規定を適用する場合には、この省令の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

第11条 削除

第12条 削除

（登記の届出等）

第13条 令第2条第2項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

- 2 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を文部科学大臣に届け出ることを要する。
- 3 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、理事又は監事が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときはその氏名及びその年月日を、遅滞なく、文部科学大臣に届け出ることを要する。
- 4 令第2条第1項若しくは第2項又は前2項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第3条第1項第5号に掲げる書類及び第5条第1項第1号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

（学校法人及び準学校法人台帳）

第14条 令第5条第1項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

附 則（平成29年9月29日文部科学省令第38号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 1 平成31年度に開設する専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合における第2条第1項、第4条第2項及び第9条第2項の適用については、これらの規定中「10月1日から同月31日まで」とあるのは「11月1日から同月30日まで」とする。

別表（第14条関係）（略）

○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準
(平成十九年文部科学省告示第四十一号)

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基づく審査を実施するため、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十五年文部科学省告示第四十一号）の全部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

(一) 大学等の校地並びに校舎その他の必要な施設（以下「施設」という。）及び図書、機械、器具等の設備（以下「設備」という。）は、教育研究に支障のないよう整備されるとともに、大学等の種類の別に応じ、それぞれ、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令（別表第一及び別表第二において総称して「大学設置基準等」という。）に適合していること。

(二) 校地は、申請時まで申請者名義の所有権の登記（以下「自己所有」という。）がされており、かつ、負担付きの土地でないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア 現物により負担付きの寄附を受けた校地で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 開設時以降二十年（独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。）の校地にあっては、開設時以降十年。ウ及び（四）において同じ。）以上にわたり使用できる保証のある校地であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、申請時まで貸付けについての議会の議決等がなされているもの

(イ) 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時まで貸借の契約等が締結されているもの

ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある校地であって、イの（ア）及び（イ）のいずれかに該当するもの

(三) 次のいずれかに該当する土地を校地とするときの（二）の規定の適用については、当該校地は、申請時まで自己所有がされている土地と

- みなす。
- ア 法令の規定による制限により、申請時までには所有権の移転登記をすることができない土地で、開設時以降確実に登記できる見込みのあるもの
- イ 地方公共団体等の所有する土地で、申請時までには譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにはその所有権を取得できる保証のあるもの
- ウ ア及びイに定めるもののほか、所有権の移転登記をすることが困難な特別の事情があると認められる場合において、申請時までには仮登記され、かつ、開設時以降確実に登記できる見込みのある土地
- (四) 施設は、自己所有がされており、かつ、負担付きの建物等でないこと。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- ア 現物により負担付きの寄附を受けた施設で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用の上で支障がないと認められるもの
- イ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証のある施設であって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 地方公共団体等の所有する建物等で、申請時までには貸付けについての議会の議決等がなされているもの
- (イ) 地方公共団体等以外の者の所有する建物等で、申請時までには賃貸借の契約等が締結されているもの
- ウ 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある施設であって、イの(ア)及び(イ)のいずれかに該当するもの
- エ 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行う施設(附属施設を除く。)であって、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のあるもの
- (五) 地方公共団体等の所有する建物等を施設とする場合において、申請時までには譲渡についての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにはその所有権を取得できる保証があるときの(四)の規定の適用については、当該施設は、自己所有がされている建物等とみなす。
- (六) 設備は、申請者が所有し、かつ、負担付きのものでないこと。ただし、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (七) 校地は、教育研究に支障のないよう開設時までには整備されること。
- (八) 大学等(独立大学院大学を除く。)の施設及び設備の整備について、当該整備の計画に照らしてこの(五)に規定する設置経費の支払計画が適切に策定されており、教育研究に支障がないと認められるときは、次の表の上欄に掲げる各年次において、整備をした施設及び設備の全体に対する割合が、それぞれ同表の下欄に掲げる大学等の種類に応じた割合以上となるよう段階的に整備することができる。

年次	大学等の種類に応じた割合		
	大学	短期大学	高等専門学校
開設時まで	十分の四	五分の三	五分の一
第一年次中	十分の七	五分の五	五分の二
第二年次中	十分の十	—	五分の三

第三年次中	—	—	五分の四
第四年次中	—	—	五分の五

- (九) 独立大学院大学の施設及び設備の整備について、当該整備の計画に照らしてこの(五)に規定する設置経費の支払計画が適切に策定されており、教育研究に支障がないと認められるときは、段階的に整備することができる。

二 設置に必要な財産について

- (一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の校舎及び設備（図書等を除く。（二）、第二の二の（三）及び六のア、第四の六の（二）のア及び（三）のイ並びに別表第一において同じ。）の整備に要する経費（以下「校舎等経費」という。）（通信教育に係るものを除く。）は、別表第一の一から三までの各表に定める標準設置経費額以上の額を計上していること。
- (二) 現物による寄附がある場合にあっては当該寄附に係る校舎及び設備の価額等、校舎及び設備が借用である場合にあっては当該借用に係る校舎及び設備の評価額等からみて相当と認められるときは当該校舎及び設備の価額等又は評価額等の範囲で、標準設置経費額を減額することができる。
- (三) 大学等の図書等の整備に要する経費は、学部（短期大学及び高等専門学校にあっては、学科）の種類、規模等に応じた必要な額を計上していること。
- (四) 独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る校舎等経費は、教育研究上の目的を達成するために必要と認められる額を計上していること。
- (五) 大学等の校地並びに施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時まで当該設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- (六) 大学等の設置経費の財源となる寄附金は、寄附申込書のほか、株式会社その他の法人にあっては役員会の決議録その他の資料により、個人にあっては寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実を確認することができるものであり、かつ、次のいずれにも該当しないものであること。
- ア 設置しようとする学校又は専修学校若しくは各種学校（以下「学校等」という。）への入学又は入園を条件とするもの
- イ 寄附者が借入金により調達したもの
- ウ 寄附能力がない者からのもの
- エ 施設及び設備の整備に係る契約当事者からのもの
- オ その他大学等の設置経費の財源として適当と認められないもの
- (七) 次のいずれかに該当する寄附金等は、(五)の適用については、申請時までには収納されている寄附金とみなす。
- ア 地方公共団体等の寄附金又は補助金であって、申請時までには予算についての議会の議決等がなされ、当該寄附又は補助の事実を確認できるもの
- イ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人による寄附金であって、申請時までには寄附をすることができないやむを得ない事情があり、申請時までには当該寄附及びその時期についての理事会の議決がなされ、かつ、申請者の大学等の設置経費の財源の保有状況に照らして資金計画に支障がないと認められるもの
- (八) 大学等の設置経費の財源は、現金、預金又は国債等の有価証券（設置経費の支払時期までに満期日が到来し、額面金額が償還されるもの

に限る。)により保有されるものであること。

三 経営に必要な財産について

- (一) 大学等(独立大学院大学を除く。)の開設年度の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等(独立大学院大学を除く。)の教育研究実施組織を段階的に整備する場合は、この限りでない。
- (二) 独立大学院大学の開設年度の経常経費は、教育研究上の目的を達成するために必要と認められる額を計上していること。
- (三) 大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金収入により積み立てられた資産を充てるものとし、申請時まで開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- (四) 大学等の開設年度の翌年度から完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入その他の確実に収納される見込みのある資金を充てるものとし、原則として、借入金を充てるものでないこと。
- (五) 経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入は、その算出根拠となる単価及び学生数が、次に定める事項に関する妥当な資料の分析により合理的に算定されており、確実に収納される見込みがあると認められること。
 - ア 大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材の需要の動向
 - イ 設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果
 - ウ 学生募集に関する取組の効果
- (六) 校地及び校舎が借用の場合には、(三)の規定にかかわらず、原則として、申請時まで大学等の開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- (七) 経常経費の財源の取扱いについては、二の(六)から(八)までの規定を準用する。この場合において、二の(七)中「(五)」とあるのは、「三の(三)」と読み替えるものとする。

四 役員等について

- (一) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。
- (二) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を四以上兼ねていない者であること。
- (三) 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。
- (四) 理事長は、他の学校法人の理事長を二以上兼ねていない者であること。
- (五) 役員の構成は、教育研究実施組織との意思疎通を適切に行うことが可能なものであること。
- (六) 理事会の運営は、理事相互間の情報及び意見の交換の機会が適切に確保されるものであること。
- (七) 監事の業務に対する支援体制は、適切に構築されるものであること。
- (八) 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- (九) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。
- (十) 学校法人の事務局長その他の幹部職員の構成は、役員の配偶者又は

親族等に偏らないものであること。

- (十一) 学校法人の事務を処理するため、設置する大学等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていること。
- (十二) 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

五 その他

- (一) 文部科学大臣は、第一の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項の申請において、偽りその他不正の行為のあった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間（(二)において「特定期間」という。）を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。
- (二) (一)の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

- (一) 校地並びに施設及び設備については、第一の一の規定を準用する。この場合において、第一の一の(八)及び(九)中「二の(五)」とあるのは、「第一の二の(五)」と読み替えるものとする。
- (二) 当該学校法人が既に設置している学校等（以下「既設の学校等」という。）に係る教育事業その他の事業において使用する施設及び設備であって、教育又は研究の用に供しようとするものがある場合は、当該施設及び設備の転用又は共用（以下「転共用」という。）をすることができる。

二 設置に必要な財産について

- (一) 大学等の設置経費の財源は、寄附金収入、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産（以下「寄附金等の資産」という。）を充てるものとし、申請時まで当該設置経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。
- (二) 大学等の設置経費及び開設年度の経常経費（以下「設置経費等」という。）に相当する額の寄附金等の資産を保有している場合には、大学等の設置経費の財源に借入金を充てても差し支えない。ただし、当該借入金の額は、当該設置経費等の額の二分の一を超えることができない。
- (三) 既設の学校等の施設及び設備の転共用をする場合で、次の要件を満たすときは、当該施設及び設備の帳簿価額等の範囲で、標準設置経費額を減額することができる。
 - ア 転共用をする施設及び設備が教育研究上の目的を達成するために必要なものであると認められること。
 - イ 転共用をする施設及び設備の整備のためにした借入金（転共用をする施設の整備のためにした借入金については、当該施設の自己資金率（当該転共用をする施設の帳簿価額に対する当該帳簿価額から当該借入金の残額を減じた額の割合をいう。）が大学等における当該施設の使用割合（当該施設の全体の面積に対する大学等において使用する面積の割合（当該施設を他の大学等と共用する場合にあっては、大学等において使用する面積により按分したものの割合）をいう。）を下回るものに限る。以下同じ。）が償還中である場合には、次に掲げる要件のすべてに該当していること。
 - (ア) 当該借入金の額と設置経費等に充てる借入金の額との合計額が設置経費等の額の二分の一を超えないこと。

- (イ) 申請時において、当該借入金に相当する額の財源として、寄附金等の資産を保有していること。
 - (ウ) 申請者の資産状況等からみて当該借入金に対する適正な償還計画が策定され、かつ、転共用をする施設及び設備の帳簿価額が当該借入金の残額を上回っていること。
- (四) 設置に必要な財産に係るその他の事項については、第一の二（（五）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の二の（六）の「ア中「への」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二の（七）中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「（五）」とあるのは「第二の二の（一）」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

三 経営に必要な財産について

- (一) 大学等の開設年度の経常経費の財源は、寄附金等の資産を充てるものとし、申請時まで開設年度の経常経費に相当する額の寄附金等の資産を保有していること。
- (二) 二の（二）の規定は、大学等の経常経費の財源に借入金を充てる場合について準用する。
- (三) 経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の三（（三）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の三の（五）の「ウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の（六）中「（三）」とあるのは「第二の三の（一）」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の（七）中「二の（六）」とあるのは「第一の二の（六）」と、「二の（七）中「（五）」とあるのは、「三の（三）」とあるのは「第一の二の（六）の「ア中「への」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二の（七）中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「（五）」とあるのは「第二の三の（一）」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

四 役員等について

役員等については、第一の四（（八）を除く。）の規定を準用する。

五 既設の学校等について

- (一) 当該学校法人が既に設置している大学等（以下「既設の大学等」という。）の校地並びに施設及び設備については、第一の一の（一）の規定を準用する。
- (二) 既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。（三）において同じ。）が、〇・五を上回ること。この場合において、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。
- (三) 既に置かれている学部又は学科の収容定員充足率が著しく高いものでないこと。この場合において、収容定員充足率の算定単位については、（二）後段の規定を準用する。
- (四) 既設の大学等又は既設の大学等に既に置かれている学部等（大学等に置く学部、学科、大学院又は大学院の研究科をいう。）（以下「既設の学部等」という。）に、第一から第四までの規定に基づく認可を受け、開設後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過して

いないものがある場合、当該認可に係る大学等又は学部等の設置に関する計画が確実に履行されていること。

- (五) 既設の学校等のためにした借入金その他の負債は、適正な償還計画が策定され、かつ、その償還が適正に行われていること。
- (六) 学校法人の負債の状況について、開設年度の前々年度の末日における負債率（総資産額に対する前受金を除く総負債額（設置経費等に借入金を充てる場合にあつては、当該借入金を含む。）の割合をいう。以下同じ。）は、 0.25 以下であること。
- (七) 開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回っており、かつ、開設年度の前年度から完成年度までの各年度において基本金組入前当年度収支差額が零を上回る見込みがあると認められる場合には、（六）の規定にかかわらず、負債率は、 0.33 以下であること。
- (八) 校地の再評価（校地について、次に定めるいずれかの方法による評価を行い、当該校地の価額を算出することをいう。）を行った後の総資産額により算出した場合における負債率が 0.25 以下であるときの（六）の規定の適用については、負債率は、 0.25 以下であるとみなす。
 - ア 不動産鑑定士の鑑定評価によるもの
 - イ 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第六条第二号に定める標準地の単位面積当たりの価格に基づき算出するもの（再評価の対象となる土地が標準地又はその隣接地である場合に限る。）
 - ウ 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第九条に定める基準地の単位面積当たりの標準価格に基づき算出するもの（再評価の対象となる土地が基準地又はその隣接地である場合に限る。）
 - エ 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）による路線価及びその財産評価の方式に基づき算出するもの
- (九) 既設の学校等のための負債に係る償還計画において、開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度までの各年度における負債償還率（借入金等返済支出から短期借入金（当該借り入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る。）に係る支出を控除したものの額と借入金等利息支出の額との合計額が事業活動収入の額に占める割合をいう。）が 0.2 以下であること。
- (十) 余裕金等により借入金の償還期限を繰り上げて償還を行った場合であつて、借入金等返済支出から当該借入金の元本に相当する金額を控除した額により算出した場合における負債償還率が 0.2 以下であるときの（九）の規定の適用については、負債償還率は、 0.2 以下であるとみなす。
- (十一) 偽りその他不正の手段により私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の規定による補助金（以下十一において単に「補助金」という。）の交付を受け、又は補助金の他の用途への使用その他補助金の交付条件に違反したことにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十八条又は第十九条（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による返還又は納付を命ぜられた場合においては、その履行を完了していること。
- (十二)（一）から（十一）までに定めるもののほか、申請者及び既設の学校等の管理運営について、著しく適正を欠く事実がないこと。

六 改組転換について

大学（専門職大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、

新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下六及び第四の六において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換は、次のとおり取り扱う。

ア 二の（四）において準用する第一の二の（一）の規定にかかわらず、校舎及び設備の整備に要する経費については、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

イ 二の（三）のイの規定は、当該転共用に係る施設及び設備の整備のためにした借入金については、適用しないこと。

ウ 五の（六）の規定にかかわらず、設置経費等の財源に借入金を充てない場合には、負債率は、〇・三三以下であること。

七 その他

（一） 文部科学大臣は、第二の規定に基づく認可の審査については、申請者が、私立学校法第三十一条第一項（同法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条の申請（文部科学大臣への申請に限る。）若しくは文部科学大臣への届出（私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第四条の三第一項第一号の事項に関する届出に限る。）において、偽りその他不正の行為のあった者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認められる期間（（二）において「特定期間」という。）を経過していないものである場合には、当該認可をしないこと。

（二） （一）の規定の適用を受けた者が、特定期間を経過した後に申請をする場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。

第三 都道府県知事の所轄に属する学校法人等が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

都道府県知事の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人が大学等を設置する場合に係る組織変更の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。

二 設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の（四）中「第二の二の（一）」とあるのは、「第三の二において準用する第二の二の（一）」と読み替えるものとする。

三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の（三）中「第一の三の（五）のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の（六）中」とあるのは「第一の三の（六）中」と、「第二の三の（一）」とあるのは「第三の三において準用する第二の三の（一）」と読み替えるものとする。

四 役員等について

役員等については、第二の四の規定を準用する。

五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の（五）から（十二）までの規定を準用する。

六 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の（一）中「第二」とあるのは、「第三」と読み替えるものとする。

第四 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

文部科学大臣の所轄に属する学校法人が学部等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

一 校地並びに施設及び設備について

校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。この場合において、第二の一の（一）中「第一の一の（八）及び（九）中「二の（五）」とあるのは、」とあるのは、「第一の一の（一）、（二）、（四）及び（八）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の一の（二）中「独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。）」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の一の（八）及び（九）中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、「二の（五）」とあるのは」と読み替えるものとする。

二 設置に必要な財産について

設置に必要な財産については、第二の二の規定を準用する。この場合において、第二の二の（一）から（三）まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の（四）中「第一の二の（六）」とあるのは「第一の二の（一）、（三）、（六）及び（八）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の（一）及び（四）中「独立大学院大学」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と、第一の二の（六）」と、「第二の二の（一）」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の（一）」と読み替えるものとする。

三 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の（一）及び（二）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の（一）中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の（二）中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の（三）中「（三）を除く」とあるのは「（一）、（三）及び（六）を除く」と、「第一の三の（五）」とあるのは「第一の三の（二）中「独立大学院大学」とあり、第一の三の（四）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の三の（五）」と、「第一の三の（六）中「（三）」とあるのは「第二の三の（一）」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の（七）中」とあるのは「第一の三の（七）中」と、「第一の二の（六）のア中」とあるのは「第一の二の（六）から（八）まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の（六）のア中」と、「（五）」とあるのは「第二の三の（一）」とあるのは「（五）」とあるのは「第四の三において準用する第二の三の（一）」と読み替えるものとする。

四 役員等について

役員等については、第二の四の規定を準用する。

五 既設の学校等について

既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。

六 改組転換等について

- （一） 大学若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職学部を設置する場合であって、当該専門職学部の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学

定員の百分の百十以下である改組転換又は短期大学若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに学部、専門職学部若しくは専門職学科を設置する場合であつて、当該学部、専門職学部若しくは専門職学科の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下である改組転換については、第二の六の規定を準用する。この場合において、第二の六の四中「二の（四）において準用する第一の二の（一）」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の（四）において準用する第一の二の（一）」と、第二の六のイ中「二の（三）のイ」とあるのは「第四の二において準用する第二の二の（三）のイ」と、第二の六のウ中「五の（六）」とあるのは「第四の五において準用する第二の五の（六）」と読み替えるものとする。

(二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下（二）において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下（二）において同じ。）を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、次のとおり取り扱う。ただし、（三）に規定する場合は、この限りでない。

ア 二において準用する第二の二の（四）において準用する第一の二の（一）の規定にかかわらず、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

イ 二において準用する第二の二の（三）の規定は、適用しないこと。

ウ 五において準用する第二の五の（五）から（十）までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等のためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

(三) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下（三）において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下（三）において同じ。）を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合においては、次のとおり取り扱う。

ア 一において準用する第二の一の（一）において準用する第一の一の（七）から（九）までの規定は、適用しないこと。

イ 二において準用する第二の二の（四）において準用する第一の二の（一）の規定にかかわらず、校舎及び設備の状況が教育研究に支障がないと認められる範囲で、標準設置経費額を減額することができること。

ウ 二において準用する第二の二の（三）の規定は、適用しないこと。

エ 三において準用する第二の三の（三）において準用する第一の三の（四）及び（五）の規定は、適用しないこと。

オ 五において準用する第二の五の（五）から（十）までの規定は、適用しないこと。この場合において、既設の大学等又は既設の学部等の

ためにした借入金その他の負債は、その償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていること。

七 その他

その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の（一）中「第二」とあるのは、「第四」と読み替えるものとする。

第五 設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更等を認可する場合

設置者の変更に係る文部科学大臣の所轄に属する学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更並びに私立学校法第六十四条第四項の法人の組織変更の認可については、次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、大学等又は学部等の組織並びに校地並びに施設及び設備の同一性を保持しつつ行われるものであることを要するものとし、当該変更後の財務状況等を勘案し、必要と認められる場合は、負債率及び負債償還率に係る基準を弾力的に取り扱うことができる。

一 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

- (一) 校地並びに施設及び設備については、第一の一の規定（（七）から（九）までを除く。）を準用する。
- (二) 設置に必要な財産については、第一の二（（一）から（三）までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の二の（四）中「独立大学院大学の設置経費及び通信教育に係る」とあるのは、「大学等の」と読み替えるものとする。
- (三) 経営に必要な財産については、第一の三（（一）及び（五）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の三の（二）中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、第一の三の（三）中「申請時」とあるのは「開設時」と、「収納されている」とあるのは「収納される見込みがある」と、第一の三の（六）中「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、第一の三の（七）中「二」とあるのは「第一の二」と、「三の（三）」とあるのは「第五の一の（三）」において準用する第一の三の（三）」と読み替えるものとする。
- (四) 役員等については、第一の四の規定を準用する。
- (五) その他については、第一の五の規定を準用する。この場合において、第一の五の（一）中「第一」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

二 設置者の変更により大学等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更及び私立学校法第六十四条第四項の法人の組織変更の認可について

- (一) 校地並びに施設及び設備については、第二の一の（一）前段及び（二）の規定を準用する。この場合において、第二の一の（一）中「第一の一」とあるのは、「第一の一（（七）から（九）までを除く。）」と読み替えるものとする。
- (二) 設置に必要な財産については、第二の二（（三）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二の二の（四）中「（五）を除く」とあるのは「（一）から（三）まで及び（五）を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の（四）中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「大学等の」と」と、「第二の二の（一）」とあるのは「第五の二の（二）」において準用する第二の二の（一）」と読み替えるものとする。
- (三) 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の（一）中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二

の三の（三）中「（三）を除く」とあるのは「（一）、（三）及び（五）を除く」と、「（五）のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」とあるのは「（二）中「独立大学院大学」とあるのは「大学等」と、「第二の三の（一）」とあるのは「第五の二の（三）において準用する第二の三の（一）」と、「寄附金が」とあるのは「開設年度」とあるのは「開設年度の翌年度」と、「寄附金が」と読み替えるものとする。

（四） 役員等については、第二の四の規定を準用する。

（五） 既設の学校等については、第二の五の規定を準用する。ただし、都道府県知事の所轄に属する学校法人が設置者の変更により文部科学大臣の所轄に属する学校法人となる場合は、第二の五の（一）から（四）までの規定は、準用しない。

（六） その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の（一）中「第二」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

三 設置者の変更により学部等（学部の学科を除く。以下三において同じ。）の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可について

（一） 校地並びに施設及び設備については、第二の一の規定を準用する。

この場合において、第二の一の（一）中「第一の一の規定」とあるのは「第一の一（（七）から（九）までを除く。）の規定」と、「第一の一の（八）及び（九）中「二の（五）」とあるのは、「第一の二の（五）」とあるのは「第一の一の（一）、（二）及び（四）において「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の一の（二）において「独立大学院大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に定める大学をいう。以下同じ。））」とあるのは「大学院及び大学院の研究科」と読み替えるものとする。

（二） 設置に必要な財産については、第二の二（（三）を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二の二の（一）及び（二）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の二の（四）中「（五）を除く」とあるのは「（一）から（三）まで及び（五）を除く」と、「この場合において」とあるのは「この場合において、第一の二の（四）中「独立大学院大学の校舎等経費及び通信教育に係る」とあるのは「学部等の」と、第一の二の（六）から（八）まで中「大学等」とあるのは「学部等」と」と、「第二の二の（一）」とあるのは「第五の三の（二）において準用する第二の二の（一）」と読み替えるものとする。

（三） 経営に必要な財産については、第二の三の規定を準用する。この場合において、第二の三の（一）及び（二）中「大学等」とあるのは「学部等」と、第二の三の（一）中「申請時」とあるのは「開設時」と、「保有している」とあるのは「保有する見込みがある」と、第二の三の（二）中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、「大学等」とあるのは、「学部等」と読み替えるものとする」と、第二の三の（三）中「（三）を除く」とあるのは「（一）、（三）、（五）及び（六）を除く」と、「（五）のうち「学生募集」とあるのは「第二の五の（一）に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の（六）中「（三）」とあるのは「第二の三の（一）」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」とあるのは「（二）中「独立大学院大学」とあるのは「学部等」と、第一の三の（四）中「大学等」とあるのは「学部等」と、「第一の二の（六）のア中」とあるのは「第一の二の（六）から（八）まで中「大学等」とあるのは「学部等」と、第一の二の（六）のア中」と、「（五）」と

あるのは「第二の三の（一）」とあるのは「（五）」とあるのは「第五の三の（三）」において準用する第二の三の（一）」と読み替えるものとする。

（四） 役員等については、第二の四の規定を準用する。

（五） 既設の学校等については、第二の五（（六）から（十）までを除く。）の規定を準用する。

（六） その他については、第二の七の規定を準用する。この場合において、第二の七の（一）中「第二」とあるのは、「第五」と読み替えるものとする。

四 一、二及び三における校地並びに施設及び設備の取扱の特例について

（一） 一の（一）において準用する第一の一の（二）の規定並びに二の（一）及び三の（一）において準用する第二の一の（一）において準用する第一の一の（二）の規定にかかわらず、校地が、申請時まで自己所有がされることが困難な特別の事情があると認められる場合であって、相手方の学校法人（設置者の変更により大学等又は学部等の設置者でなくなる学校法人をいう。（二）において同じ。）の理事会において、開設時まで当該校地の所有権を移転させる議決等が申請時までになされているときは、申請時まで自己所有がされているとみなす。

（二） 一の（一）において準用する第一の一の（四）及び（六）並びに二の（一）及び三の（一）において準用する第二の一の（一）において準用する第一の一の（四）及び（六）の規定にかかわらず、施設又は設備が、開設時まで自己所有又は所有がされることが困難な特別の事情があると認められる場合であって、相手方の学校法人の理事会において、開設時まで当該施設又は設備の所有権を移転させる議決等が申請時までになされているときは、自己所有又は所有がされているとみなす。

五 設置者変更により大学等又は学部等の設置者でなくなる学校法人の寄附行為の変更（所轄庁が都道府県知事に変更となる場合を除く。）の認可について

（一） 役員等については、第二の四の規定を準用する。

（二） 既設の学校等については、第二の五の（一）の規定を準用する。

第六 その他

一 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可をしたときは、申請者の同意を得て、当該認可に係る大学等の校地並びに施設及び設備に関する事項の概要及び二に規定する事項その他必要な事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

二 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可を受けた者が、当該認可に係る大学等及び学部等の設置等に関する計画（三において単に「計画」という。）を履行するに当たって遵守すべき事項及び充実することが望まれる事項（三において単に「附帯事項」という。）があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

三 文部科学大臣は、第一から第五までの規定に基づく認可に係る計画及び附帯事項の履行の状況及び学校法人の経営の実態を確認するため必要があると認めるときは、書類、実地等による調査を実施するものとする。

附 則

本告示による改正後の第二の四の（四）のア（第三の四、第四の四及び第五の二において準用する場合を含む。）の規定中負債率を算出する日に係る部分は、平成二十一年度を開設年度とする申請の審査から適用し、平成二十一年度を開設年度とするものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成一九年五月一日文部科学省告示第六八号）

- 一 この告示は、公布の日から施行する。
- 二 この告示による改正後の学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の規定は、平成二十年度を開設年度とする申請の審査から適用する。

附 則 (平成一九年一二月二五日文部科学省告示第一四六号) 抄

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二一年三月二日文部科学省告示第三〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年五月一五日文部科学省告示第八一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年二月二六日文部科学省告示第三九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年二月二五日文部科学省告示第二七号)

この告示は、平成二十三年三月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月二八日文部科学省告示第二七号)

この告示は、平成二十四年三月一日から施行する。

附 則 (平成二五年二月二八日文部科学省告示第一九号)

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二六日文部科学省告示第一八号)

この告示は、平成二十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月二六日文部科学省告示第一三四号)

この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二七日文部科学省告示第二八号)

この告示は、平成二十七年三月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日文部科学省告示第一五二号)

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二九日文部科学省告示第一三号)

この告示は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則 (平成二八年九月一二日文部科学省告示第一二七号)

この告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二九日文部科学省告示第一二四号)

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月二八日文部科学省告示第二六号)

この告示は、平成三十年三月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月一九日文部科学省告示第一七五号)

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月一〇日文部科学省告示第一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年九月二〇日文部科学省告示第六六号)

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年九月二九日文部科学省告示第一一四号)

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月二七日文部科学省告示第一五九号)

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年九月二二日文部科学省告示第一二三号)

この告示は、公布日から施行し、令和六年度に行おうとする大学の設置等(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第一条に規定する大学の設置等をいう。)に係る審査から適用する。

附 則 (令和四年九月三〇日文部科学省告示第一三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行の日(令和

四年十月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月一日文部科学省告示第一〇号)

(施行期日)

第一条 この告示は、令和五年三月一日から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第二条 令和六年度に行おうとする私立の大学の設置等(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第一条に規定する大学の設置等(大学の大学院の研究科の専攻及び専攻の課程の変更を除く。)をいう。)に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可(以下「私立大学等の寄附行為の認可等」という。)の申請に係る審査については、別表第一に係るものを除き、なお従前の例による。

第三条 令和七年度に行おうとする私立大学等の寄附行為認可等の申請に係る審査における改正後の第二の五の(二)(これを準用する場合を含む。)の規定の適用については、「既に置かれている」とあるのは、「学部等を置こうとする大学等に既に置かれている」と読み替える。

附 則 (令和五年九月二一日文部科学省告示第一〇五号)

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度に行おうとする大学の設置等(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第一条に規定する大学の設置等をいう。)に係る審査から適用する。

別表第一 標準設置経費額（第一の二の（一）、第二の二の（四）、第三の二及び第四の二関係）

一 大学

（一） 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係 又は社会科学関係	自然科学関係 (医学関係及び歯学関係を除く。)	その他	医学関係 (うち附属病院分)	歯学関係 (うち附属病院分)
校舎の整備に要する経費	六八八	一、四〇四	九三一	一七、一九五 (一三、七二八)	四、八八九 (二、五六二)
設備の整備に要する経費	三八	七五八	一四九	七、二二九 (五、三八三)	一、九〇九 (六九八)
合計	七二六	二、一六二	一、〇八〇	二四、四二四 (一九、一一一)	六、七九八 (三、二六〇)

備考

- 一 収容定員が四〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。
- 二 施設の整備に要する経費には、建築工事費のほか、給排水、衛生ガス、冷暖房、電気通信その他の建築附帯工事費を含む。（以下別表第一において同じ。）
- 三 設備の整備に要する経費には、図書等の整備に要する経費を含まない。（以下別表第一において同じ。）
- 四 この表に掲げる学部の種類は、大学設置基準別表第一若しくは第三又は専門職大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学部の種類の例による。この場合において、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該アからオまでに定める学部の種類を含むものとする。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）
 - ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係
 - イ 自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。） 理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係及び薬学関係
 - ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係
 - エ 医学関係 医学関係
 - オ 歯学関係 歯学関係
- 五 八〇〇人未満で四〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。
 - ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準面積に対する当該四〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合

- イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人以外の
の收容定員の割合
- 六 大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第五十七
条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）
を置く学部における標準設置経費額は、第一号及び前号の規定にか
かわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部
とみなした場合の標準設置経費額に、大学の共同学科に係る標準設
置経費額を加えた額とする。
- 七 第五号において、基準面積とは、第四号のアからオまでに掲げる
区分に応じ、当該アからオまでに含まれる学部の種類（ただし、同
号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）の大
学設置基準別表第三のイ若しくはロの表又は専門職大学設置基準別
表第二のイの表に定める基準校舎面積（以下別表第一の一において
単に「基準校舎面積」という。）のうち、その面積が最小である当
該面積をいう。（別表第一の一の（二）の表備考第二号において同
じ。）
- 八 既設の学部に学科（大学の共同学科を除く。）を設置する場合の
標準設置経費額は、当該学部（共同学科を置く学部にあつては、当
該学部における大学の共同学科以外の学科の收容定員を合わせて一
の学部とみなしたものをいう。以下この号において同じ。）に当該
学科を設置した場合の標準設置経費額に当該学部に当該学科を設置
した場合の当該学部の收容定員に対する当該学科の收容定員の割合
を乗じて得た額とする。（別表第一の一の（二）の表において同じ
。）
- 九 大学の共同学科に係る標準設置経費額は、それぞれの大学の共同
学科の收容定員を合わせて一の学部とみなした場合の当該学部の標
準設置経費額（以下この号において「全体標準設置経費額」という
。）をこれらの学科に係る收容定員の割合に応じて按分した額とす
る。ただし、それぞれの大学の共同学科に係る校舎及び設備の整備
に要する経費を合計した額が、全体標準設置経費額を超え、かつ、
教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。（
別表第一の一の（二）の表において同じ。）
- 十 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設
置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用
して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適
用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得
た額を合計した額とする。（別表第一の一の（二）の表において同
じ。）
- ア 大学設置基準別表第三のイ（2）の表備考第二号又は専門職大
学設置基準別表第二のイの表備考第五号の規定に基づき基準校舎
面積を減じる場合にあっては、減じる前の基準校舎面積に対する
減じた後の当該面積の割合（「専門職大学等特例割合」という。
）
- イ 大学設置基準第五十七条により同令第三十七条の二の規定の全
部若しくは一部によらない場合及び専門職大学設置基準第七十六
条の規定により同令第四十七条の規定の全部若しくは一部によら
ない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあっては、基準
校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「大学等特例認定割
合」という。）

(二) 収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人以上）の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学部の種類				
	人文科学関係 又は社会科学関係	自然科学関係 (医学関係 及び歯学関係を除く。)	その他	医学関係 (うち附属 病院分)	歯学関係 (うち附属 病院分)
校舎の整備に要する経費	一、〇三二	一、八八三	一、三五九	一九、九一九 (一五、四九四)	五、三六四 (二、六四九)
設備の整備に要する経費	七四	一、五一五	二九五	九、六八六 (六、九二二)	二、五九三 (六九八)
合計	一、一〇六	三、三九八	一、六五四	二九、六〇五 (二二、四一六)	七、九五七 (三、三四七)
備考					
<p>一 収容定員が八〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。</p> <p>二 八〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 施設の整備に要する経費 収容定員が八〇〇人の場合の基準面積に対する当該八〇〇人を超える収容定員の場合の基準面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 八〇〇人に対する当該八〇〇人を超える収容定員の割合</p> <p>三 大学の共同学科を置く学部における標準設置経費額は、前二号の規定にかかわらず、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなした場合の標準設置経費額に、大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額とする。</p>					

二 短期大学

(一) 収容定員が一五〇人以下の場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係 又は社会科学 関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	三三四	四五〇	三六八
設備の整備に要する経費	--	二二八	四五

合計	三四五	六七八	四一三
<p>備考</p> <p>一 収容定員が一〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。</p> <p>二 この表に掲げる学科の種類は、短期大学設置基準別表第一若しくは第二又は専門職短期大学設置基準別表第一若しくは第二に掲げる学科の種類による。この場合において、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれおおむね当該アからウまでに定める学科の種類を含むものとする。（別表第一の二の（二）の表において同じ。）</p> <p>ア 人文科学関係又は社会科学関係 文学関係、法学関係、経済学関係及び社会学・社会福祉学関係</p> <p>イ 自然科学関係 理学関係、工学関係及び農学関係</p> <p>ウ その他 教育学・保育学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係及び保健衛生学関係</p> <p>三 一五〇人以下で一〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が一〇〇人の場合の基準面積に対する当該一〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 一〇〇人に対する当該一〇〇人以外の収容定員の割合</p> <p>四 前号において、基準面積とは、第二号のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該区分に含まれる学科の種類（ただし、同号のウについては、当分の間、教育学・保育学関係を除く。）の短期大学設置基準別表第二のイの表又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表に定める基準校舎面積（以下別表第一の二において単に「基準校舎面積」という。）のうち、その面積が最小である当該面積をいう。（別表第一の二の（二）の表備考第二号において同じ。）</p> <p>五 短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十四条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、第一号及び第三号の規定にかかわらず、それぞれの短期大学の共同学科の収容定員を合わせて一の学科とみなした場合の標準設置経費額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学の共同学科に係る校舎及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。</p> <p>六 大学設置基準等の定めにより基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、経費の区分に応じ、第一号から前号までの規定を適用して得た額に、それぞれ次のア又はイに定める割合（ア及びイの適用を受ける場合は当該それぞれの割合を合計した割合）を乗じて得た額を合計した額とする。（別表第一の二の（二）の表において同じ。）</p> <p>ア 短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号又は専門職短期大学設置基準別表第二のイの表備考第五号の規定に基づき基準校</p>			

舎面積を減じる場合にあつては、基準校舎面積に対する減じた後の当該面積の割合（「専門職短期大学等特例割合」という。）
 イ 短期大学設置基準第五十条により同令第三十一条の規定の全部若しくは一部によらない場合及び専門職短期大学設置基準第七十三条の規定により同令第四十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であつて、基準校舎面積を下回る場合にあつては、基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合（「短期大学等特例認定割合」という。）

(二) 収容定員が一五〇人を超える場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係 又は社会科学 関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	三九五	五六一	四四四
設備の整備に要する経費	二三	四五六	八九
合計	四一八	一、〇一七	五三三
備考			
<p>一 収容定員が二〇〇人の場合における標準設置経費額は、この表に定める校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。</p> <p>二 一五〇人を超える二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準面積に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合</p>			

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	六八八	八九三
設備の整備に要する経費	二八二	五六二

合計	九七〇	一、四五五
備考		
<p>一 標準設置経費額は、校舎の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額以上であることを要する。</p> <p>二 この表は、高等専門学校学科の種類を問わず、適用する。</p> <p>三 四〇〇人未満で二〇〇人以外の収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準面積（高等専門学校設置基準第二十五条第二項に定める基準校舎面積（以下別表第一の三において単に「基準校舎面積」という。）をいい、学級数は、同令第五条第二項に定める標準学生数を単位とする。以下別表第一の三の表において同じ。）に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 二〇〇人に対する当該二〇〇人以外の収容定員の割合</p> <p>四 四〇〇人を超える収容定員の場合における標準設置経費額は、次のア及びイに掲げる経費の区分に応じ、この表に定める額に、それぞれ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>ア 校舎の整備に要する経費 収容定員が四〇〇人の場合の基準面積に対する当該四〇〇人を超える収容定員の場合の基準面積の割合</p> <p>イ 設備の整備に要する経費 四〇〇人に対する当該四〇〇人を超える収容定員の割合</p> <p>五 高等専門学校設置基準第二十八条の規定により同令第二十五条の規定の全部若しくは一部によらない場合であって、基準校舎面積を下回る場合の標準設置経費額は、第一号から前号までの規定を適用して得た経費の区分に応じた額に、それぞれ基準校舎面積に対する実際の校舎面積の割合を乗じて得た額を合計した額とする。</p>		

別表第二 標準経常経費額（第一の三の（一）、第二の三の（三）及び第三の三関係）

（単位：千円）

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×八、八〇〇＋職員数×六、三〇〇
人件費以外の経常経費	人件費×〇・五（医学関係にあっては、人件費×〇・七）
備考	
<p>一 標準経常経費額は、人件費の額と人件費以外の経常経費の額とを合計して得た額とする。</p> <p>二 教員数は、大学等の種類別に於いて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、第一の二の（一）のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。）において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあっては二分の一、修業年限が六年の大学にあっては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあっては三分の二を乗じて得た数をもって教員数に代えることができる。</p> <p>三 職員数は、大学等の種類別に於いて大学設置基準等の定める基幹</p>	

教員の数に、次のアからエまでに掲げる学部等（大学院又は大学院の研究科を除く。）の別に応じ、当該アからエまでに定める割合を乗じて得た数とする。

ア 学部（医学又は歯学に関するものを除く。） 五分の四

イ 医学に関する学部 三

ウ 歯学に関する学部 五分の六

エ 短期大学又は高等専門学校の学科 五分の三

四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により算定された大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額（以下「大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額（以下「短期大学別標準経常経費額」という。）とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

○ 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等

(平成6年文部省告示第117号)

〔改正沿革〕 平成11年文部省告示19号, 63号, 12年55号, 181号, 13年文部科学省告示46号,
15年42号, 16年48号, 164号, 18年44号, 19年53号, 115号, 26年16号, 27年29号,
令和元年3号, 18号, 108号, 2年147号

第一条 私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号。以下「規則」という。)第二条第一項第八号の書類は、役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類とする。

第二条 規則第二条第二項第七号(同条第四項において準用する場合を含む。)の書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 寄附の収納状況等を明らかにする書類
- 二 財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類
- 三 予算書の内容を補足する書類

第三条 規則第四条第一項第三号の書類は、現行の寄附行為とする。

第四条 規則第四条第二項第三号(同条第四項において準用する場合を含む。)の書類は、現行の寄附行為とする。

第五条 規則第四条第三項第四号(同条第四項において準用する場合を含む。)の書類は、第二条に掲げる書類とする。

第六条 規則第四条第七項第四号の書類は、第二条に掲げる書類とする。

第七条 規則第四条の二第一項第五号の書類は、第二条第二号及び第三号に掲げる書類とする。

第八条 規則第五条第一項第六号の書類は、現行の寄附行為とする。

第九条 規則第九条第二項第二号の書類は、現行の寄附行為とする。

第十条 規則第九条第三項第三号の書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

第十一条 規則の規定により文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式

は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類	様式
一 規則第二条第一項の認可申請書	様式第1-1号
二 規則第四条第一項の認可申請書	様式第1-2号
三 規則第四条の三第二項の届出書	様式第1-3号
四 規則第六条第一項の認可申請書	様式第1-4号
五 規則第九条第一項の認可申請書	様式第1-5号
六 規則第二条第一項第三号の書類	様式第2-1号
七 規則第二条第一項第五号の書類	様式第3号
八 規則第二条第一項第六号の書類	様式第4号
九 規則第二条第一項第七号の書類	様式第5号
十 規則第二条第二項第一号の書類	様式第6号
十一 規則第二条第二項第六号の書類	様式第7号
十二 規則第四条第一項第二号イの書類	様式第2-2号
十三 規則第四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の 前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を 知ることができる書類	様式第6号
十四 規則第四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の 前年度の予算書	様式第7号その2
十五 規則第四条第三項第二号の書類	様式第8号

第十二条 第一条及び第二条に規定する文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類	様式
一 第一条の書類	様式第9号
二 第二条第三号の書類	様式第10号

第十三条 認可申請書その他の書類の提出部数は、別表第一から別表第三までのとおりとする。

別表第1（第13条関係） 学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る提出書類

申請の区分 (私立学校法施行規則)	寄附行為						寄附行為の変更																
	私立大学等を設置する学校法人の設立(第2条第1項及び第2項)		設置者の変更による学校法人の設立(第2条第3項及び第4項)		私立大学等の設置(第4条第2項及び第3項)		私立大学の学部等の設置(第4条第4項)		私立大学の国際連携学科の設置(第4条第5項)		都道府県知事の所轄に属する私立学校又は課程等の設置(第4条第7項)		私立学校若しくは課程等又は収益事業の廃止(第4条第9項)		収益事業の開始(第4条第11項)		その他(第4条第1項)		私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合の設置者の変更(第4条第2第1項)		私立大学等又は私立大学の学部等の設置者でなくなる場合の設置者の変更(第4条第2第2項)		
提出期限	開設年度の前々年度の10月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の6月30日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の6月30日まで	開設年度の前々年度の10月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の6月30日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前年度の6月30日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで	開設年度の前々年度の3月1日から同月31日まで又は開設年度の前年度の8月1日から同月31日まで若しくは3月1日から同月31日まで又は開設年度の8月1日から同月31日まで													
提出すべき書類(様式)	正本	正本	総括表	正本	正本	総括表	正本	正本	総括表	正本	正本	総括表	正本	総括表	正本	正本	正本	正本	正本	正本			
1 認可申請書(様式第1-1号)	○			○																			
2 認可申請書(様式第1-2号)							○			○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 寄附行為	○			○																			
4 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類							○			○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 設立趣意書	○			○																			
6 設立決議録	○			○																			
7 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類(様式第2-1号)	○		○	○		○		○	○	○		○	○	○							○		
8 当該学校法人の概要を記載した書類(様式第2-2号)															○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 設立代表者の履歴書	○			○																			
10 役員に関する書類(様式第3号)	○			○																			
11 役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類(様式第9号)	○		○	○		○																	
12 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類							○			○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 現行の寄附行為							○			○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 経費の見積り及び資金計画を記載した書類(様式第4号)	○		○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類(様式第5号)	○		○	○		○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類(様式第6号)		○	※1		○	※1									○								○
17 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書(様式第6号及び様式第7号その2)								○	※2		○	※2	※6	※6	○						○		
18 財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類		○			○			○			○		○		○						○		
19 寄附申込書		○			○			※3			※3		※3		※3								
20 寄附の収納状況等を明らかにする書類		○			○			※3			※3		※3		※3								

21 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等		○			○															
22 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書		※4			※4			※4			※4			※4			※4			※4
23 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書（様式第7号）		○			○			○			○			※7		○				○
24 二年間の事業計画及びこれに伴う予算書（様式第7号）																○	○			○
25 予算書の内容を補足する書類（様式第10号）		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○					○
26 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書（様式第8号）		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○					○
27 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面		○	※5		○	※5		○	※5		○	※5		○	○					○
28 当該廃止する私立学校若しくは課程等又は収益事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類																○				
29 当該設置者の変更による財産の処分に関する事項を記載した書類																				○
提出部数	1	1	10	1	1	10	1	1	10	1	1	10	1	10	1	1	1	1	1	1

(注)

- 1 ※1は、最近における財産の状況を知ることができる書類（様式第6号その2）のみ添付すること。
- 2 ※2は、最近における財産の状況を知ることができる書類（様式第6号その2）及び開設年度の前々年度の貸借対照表を添付すること。
- 3 ※3は、設置経費及び経常経費の財源に寄附金を含まない場合には、添付を省略することができる。
- 4 ※4は、適正な価格で購入した場合その他の新たに評価を行う必要がないと認められる場合には、添付を省略することができる。
- 5 ※5は、私立大学等の位置及び校地の状況図並びに校舎の配置図のみ添付すること。
- 6 ※6は、「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。
- 7 ※7は、「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあっては開設年度）」とする。
- 8 「総括表」については、次の編纂順序によるものとする。
 - (1) 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類又は当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2号）
 - (2) 役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを説明する書類（様式第9号）
 - (3) 最近における財産の状況を知ることができる書類（様式第6号その2）
 - (4) 予算書の内容を補足する書類のうち、資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）
 - (5) 予算書の内容を補足する書類のうち、事業活動収支予算決算総括表（様式第10号その2）
 - (6) 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書（様式第8号）
 - (7) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号）
 - (8) 開設年度の前々年度の貸借対照表
 - (9) 予算書の内容を補足する書類のうち、学生納付金内訳表（様式第10号その3）
 - (10) 予算書の内容を補足する書類のうち、専任教職員等給与内訳表（様式第10号その4）
 - (11) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面のうち、私立大学等の位置及び校地の状況図並びに校舎の配置図
 - (12) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）

別表第2（第13条関係） 学校法人の解散の認可若しくは認定又は合併若しくは組織変更の認可の申請に係る提出書類

申請の区分 (私立学校法施行規則)	学校法人の 解散(第5 条第1項)	学校法人の 合併(第6 条第1項)	準学校法人が文部科学大臣の所轄に属する学校法人になる場合の組織変更(第9条第2項及び第3項)			準学校法人が設置者の変更により文部科学大臣の所轄に属する学校法人になる場合の組織変更(第9条第5項)	
			開設年度の 前々年度の 10月1日か ら同月31日 まで	開設年度の前年度の6月 30日まで		開設年度の 前々年度の 3月1日か ら同月31日 まで	開設年度の 前年度の6 月30日まで
提出期限							
提出すべき書類(様式)	正本	正本	正本	正本	総括表	正本	正本
1 解散の事由を記載した認可申請書又は認定申請書	○						
2 認可申請書(様式第1-4号)		○					
3 認可申請書(様式第1-5号)			○			○	
4 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類			○			○	
5 理由書	○	○	○			○	
6 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類(様式第2-1号)			○		○	○	
7 当該学校法人の概要を記載した書類(様式第2-2号)	○	○					
8 役員に関する書類(様式3号)		○	○			○	
9 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類			○			○	
10 現行の寄附行為	○		○			○	
11 経費の見積り及び資金計画を記載した書類(様式第4号)			○		○	○	
12 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類(様式第5号)	○	○	○		○	○	
13 法第50条第1項第1号に規定する手続(法第42条に規定する手続を含む。)又は法第42条に規定する手続を経たことを証する書類	○						
14 法第52条第1項に規定する手続(法第42条に規定する手続を含む。)を経たことを証する書類		○					
15 法第55条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類		○					
16 合併契約書		○					
17 存続学校法人又は設立学校法人の寄附行為		○					
18 合併前の学校法人又は準学校法人の寄附行為		○					

19 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則		○					
20 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（様式第6号）	○	○					
21 合併前の学校法人又は準学校法人の貸借対照表		○					
22 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書（様式第6号及び様式第7号その2）				○	※1		○
23 財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類				○			○
24 寄附申込書				※2			※2
25 寄附の収納状況等を明らかにする書類				※2			※2
26 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等		○		○			○
27 不動産その他の主たる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書		○		※3			※3
28 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書（様式第7号）				○			○
29 二年間の事業計画及びこれに伴う予算書（様式第7号）		○					
30 予算書の内容を補足する書類（様式第10号）				○	○		○
31 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書（様式第8号）				○	○		○
32 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面		○		○	※4		○
33 残余財産の処分に関する事項を記載した書類	○						
提出部数	1	1	1	1	10		1

(注)

- 1 ※1は、最近における財産の状況を知ることができる書類（様式第6号その2）及び開設年度の前々年度の貸借対照表のみ添付すること。
- 2 ※2は、設置経費及び経常経費の財源に寄附金を含まない場合には、添付を省略することができる。
- 3 ※3は、適正な価格で購入した場合その他の新たに評価を行う必要がないと認められる場合には、添付を省略することができる。
- 4 ※4は、私立大学等の位置及び校地の状況図並びに校舎の配置図のみ添付すること。
- 5 「総括表」については、次の編纂順序によるものとする。
 - (1) 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類又は当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2号）
 - (2) 最近における財産の状況を知ることができる書類（様式第6号その2）
 - (3) 予算書の内容を補足する書類のうち、資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）
 - (4) 予算書の内容を補足する書類のうち、事業活動収支予算決算総括表（様式第10号その2）
 - (5) 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書（様式第8号）
 - (6) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号）
 - (7) 開設年度の前々年度の貸借対照表
 - (8) 予算書の内容を補足する書類のうち、学生納付金内訳表（様式第10号その3）
 - (9) 予算書の内容を補足する書類のうち、専任教職員等給与内訳表（様式第10号その4）

- (10) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面のうち、私立大学等の位置及び校地の状況図並びに校舎の配置図
- (11) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）

別表第3（第13条関係） 学校法人の寄附行為変更の届出に係る提出書類

届出の区分 (私立学校法施行規則) 提出すべき書類(様式)	寄附行為の変更(第4条の3)
1 寄附行為変更届出書(様式第1-3号)	○
2 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類	○
3 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類	○
4 変更後の寄附行為	○
提出部数	1

○ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件
(平成20年文部科学省告示第141号)

〔改正沿革〕 平成12年告示181号, 平成20年告示141号, 平成28年告示96号

第1条 私立学校法第26条第1項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業(当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。)は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- 一 経営が投機的に行われるもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項(第2項, 第3項及び第12項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- 三 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- 四 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- 六 その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第2条 収益事業の種類は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- 一 農業, 林業
- 二 漁業
- 三 鉱業, 採石業, 砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業(「武器製造業」に関するものを除く。)
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業, 郵便業
- 九 卸売業, 小売業
- 十 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。)
- 十一 不動産業(「建物売買業, 土地売買業」に関するものを除く。), 物品賃貸業
- 十二 学術研究, 専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業, 飲食サービス業(「料亭, 「酒場, ビヤホール」及び「バー, キャバレー, ナイトクラブ」に関するものを除く。)
- 十四 生活関連サービス業, 娯楽業(「遊戯場」に関するものを除く。)
- 十五 教育, 学習支援業
- 十六 医療, 福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業(他に分類されないもの)

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

20 文科高第 855 号

平成 21 年 2 月 26 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長

河 村 潤 子

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いに
ついて (通知)

このたび、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示 (平成 20 年文部科学省告示第 141 号) の運用に当たっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業及び収益事業の扱いについて、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における検討を経て、別添のとおり取りまとめました。

ついては、付随事業や収益事業の実施に当たっては十分留意されるようお願いいたします。

なお、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、文部科学省においてその扱いについて検討中であり、別途、通知することを予定しております。当面、医療又は社会福祉事業を実施することを検討している場合 (大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く) には、文部科学省に御相談いただくようお願いいたします。

【本通知の内容について】

担当 高等教育局私学部私学行政課企画係

電話 03-5253-4111 (内線 2533)

【本通知に基づく寄付行為変更について】

担当 高等教育局私学部私学行政課法人係

電話 03-5253-4111 (内線 2534)

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて

1. 学校法人は、従来より、本来事業である教育研究活動のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業(以下、「付随事業」という。)及び収益事業を行うことができることとされているが、私立学校の設置を目的として設立される法人であることにかんがみ、その適切な運営を確保していく観点から、本来事業以外の事業については、一定の範囲内で行っていくことがふさわしいと考えられる。
2. 一方、近年、学校法人においては、様々な性質、種類、規模の付随事業や収益事業を行う例が見受けられるようになってきている。
3. このため、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示(平成 20 年文部科学省告示第 141 号)の運用にあたっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業及び収益事業の扱いについて、以下のとおり示すこととする。
4. なお、幼稚園を設置する文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業(0歳～6歳児を対象とする認可保育所又は認可外保育施設。以下同様。)については、国として幼稚園と保育所の連携を推進していることにかんがみ、付随事業として位置づけた上で、次の①～③のとおり扱うこととする。

また、幼稚園を設置しない文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業は、在学者又は教職員及び役員が養育する者を主たる対象者とする場合、付随事業として位置づけ、①及び③のとおり扱うこととする。

(ただし、幼稚園を設置する、しないに関わらず、収益を目的とする場合を除く。)

 - ①保育事業は、付随事業の規模の範囲外で行えることとする。
 - ②経営状況を明らかにする観点から、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者として保育事業を行う場合には、寄附行為への記載や会計に関する表示について部門を設けて表示を行うこととする。
 - ③保育事業の実施決定にあたって、文部科学省に対する事前相談は要しないこととする。
5. さらに、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、学校法人がこれら分野の事業を実施するのは、教育研究活動上の必要性による場合に限られるべきと考えられる。このため、これら事業の扱いについては、引き続き文部科学省において検討中であるため、当該分野の事業を実施することを検討している場合(大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く)には、文部科学省に相談すること(保育事業を除く)。

1. 付随事業

(1) 事業範囲

別紙「文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲」内であること。

(2) 寄附行為への記載

(3)に基づき部門を設けて表示する付随事業は、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。その際、事業の種類については、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)の名称を例として具体的に記載すること。

(3) 会計に関する表示方法

下記①、②、③の全てに該当する付随事業は、資金収支内訳表及び消費収支内訳表に部門を設けて表示すること。保育事業については、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者とする場合には、②又は③に該当しない場合であっても、部門を設けて表示すること。

①、②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましい。

①在学者又は教職員及び役員以外の者を主たる対象者として行う事業

②校舎(法人本部棟を含む)とは別に施設を設け行う事業

③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

なお、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)上の付随事業の扱いは、次のとおりである。

付随事業は、「補助活動」と「補助活動以外の活動」からなる。

補助活動は、主として在学者を対象とするものであり、学校法人会計基準第5条に定める「食堂その他教育活動に付随する活動」は、補助活動を指す。なお、教職員及び役員が当該活動の対象者に併せ含まれても良い。

同条において、「食堂その他教育活動に付随する活動」の収入と支出は、純額をもって表示することができることとしているが、当該活動が、上記②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましく、その場合には、原則どおり、総額をもって表示すること。

(4) 文部科学省への事前相談

次のいずれかに該当する事業(保育事業を除く)は、付随事業としての実施を学校法人として決定する前に、必ず文部科学省に相談すること。

- ① 在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業
- ② 学校の所在地と離れた場所に施設を設置して行う事業
- ③ 事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

(5) その他留意事項

下記2つの通知で示している「いわゆる「附随事業」」は、付随事業と同義である。

- ・平成12年12月28日12高行第6号「学校法人による保育所の設置について」
- ・平成14年7月29日文科高第330号「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて」

文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲

1. 目的

収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。

2. 実施主体

学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと。

3. 事業の性質・種類

収益事業告示(平成20年文部科学省告示第141号)に定める範囲内であること。

4. 事業規模

事業の規模は、概ね下記(A)の範囲であること。特定の付随事業が特定の学校の教育研究活動と密接に関連する場合は、(A)かつ(B)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や収益事業への転換)を検討すること。

(A):全付随事業に関する収入／学校法人全体の帰属収入<30／130

(B):特定の付随事業に関する収入／特定の学校部門の帰属収入<30／130

(注1)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入を含まない。

(注2)上記各収入には、次の①②を含まない。

①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)

②保育事業による収入

5. 事業対象者(物品やサービスの提供先)

事業対象者(物品やサービスの提供先)は、主として、在学者又は教職員及び役員であること。事業の性質上、やむを得ず主たる対象者が、在学者又は教職員及び役員以外の者となる場合には、教育研究活動において、在学者又は教職員及び役員が、当該事業として提供される物品やサービスを50日(3セメスター制の1セメスター相当)程度以上活用する具体的計画があること。

6. 収支の均衡

事業による収入は、費用を賄える程度とすること。

7. 財源

事業に使用する土地の確保及び施設・設備の整備に必要な経費、毎年度の経常経費の財源は、できる限り負債性のない資産を充てること(行政機関からの補助金等は可)。

借入金を充てる場合は、無理のない返済計画を有すること。

8. 土地・施設・設備

事業に使用する土地・施設・設備は、原則、自己所有であること。借用の場合には、長期間にわたり使用できる保証があること。

土地・施設・設備の取得・借用費用は、事業内容や収支計画に照らし、過大なものでないこと。

2. 収益事業

従来どおり、私立学校法第 26 条に基づき、収益事業告示(平成 20 年文部科学省告示第 141 号)に定める範囲内で行うものであり、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。また、私立学校の経営に関する会計(学校法人会計)から区分し、特別の会計(企業会計)として経理すること。

事業の規模については、下記の範囲であること。

事業規模

収益事業の規模は、概ね下記(C)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や当該事業の実施にふさわしい法人の設立)を検討すること。

(C):全収益事業に関する売上高及び営業外収益<学校法人全体の帰属収入=100

(注3)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入及び次の①②を含まない。

- ①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)
- ②保育事業による収入

なお、学校法人が指定管理者として行う地方公共団体の所有する施設の管理運営事業については、①地方公共団体からの請負であること、②施設は地方公共団体の所有であり学校法人自らが設置したものではないこと、にかんがみて、学校法人が行う本来事業又これに付随する事業とはみなせないことから、収益事業として位置づけること。(その際、地方公共団体との契約により、指定管理者として管理運営する施設を教育研究に活用することは可能。)

文部科学大臣所轄学校法人が、付随事業及び収益事業を実施する際に、文部科学省への事前相談が必要な事業と学校法人がそれらの事業を行う場合の留意事項について整理しましたのでお知らせします。

3 高私行第9号
令和3年10月1日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の扱い等について（通知）

文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業及び収益事業の扱いについては、「文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて（通知）」（20文科高第855号、以下「平成21年通知」という。）によりお示ししています。また、文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を行おうとする場合は、一部の場合を除き、その実施の是非について、文部科学省に事前に相談をするようお願いしています（文部科学省高等教育局私学部私学行政課「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引き」）。しかしながら、当該事前相談が行われずに当該事業が行われている事例が散見されています。

このため、下記のとおり、文部科学省への事前相談について改めてお願いをするとともに、これまで文部科学省に寄せられた事前相談の内容等を踏まえ、文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて、追加的な事項を整理しましたので、併せてお知らせします。

各文部科学大臣所轄学校法人においては、下記にお示しする事項の趣旨を踏まえ、適切な取扱いをいただくようお願いします。

記

1. 文部科学省への事前相談について

- (1) 文部科学大臣所轄学校法人が付随事業（次のいずれかに該当する事業（保育事業を除く）。①在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業、②学校の所在地と離れた場所に施設を設け行う事業、③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業）及び収益事業を行う場合は、文部科学省へ事前相談を行うこと。

(2) ただし、文部科学大臣所轄学校法人が医療及び社会福祉事業（保育事業を除く）を新たに実施する場合は、これによらず、全ての場合に文部科学省への事前相談が求められること。

2. 医療及び社会福祉事業について

(1) 学校法人が医療及び社会福祉事業を新たに実施する場合は、平成 21 年通知の趣旨を踏まえ、付随事業による実施又は収益事業による実施のいかんを問わず、事業の実施において教育研究活動上の必要性が求められること。また、教育研究活動上の必要性については、定量的な基準のみで判断されるものではなく、事業目的及び具体の事業実施計画等を踏まえ、文部科学省との事前相談を経て個別具体的に判断されるものであること。

(2) 学校法人が、一時的ではない期間において、PCR 検査を実施する機関を設置し、新型コロナウイルス感染症に係る検査事業を行う場合は、個別具体の状況により取扱いが異なる可能性があるため、事前に文部科学省へ相談する必要があること。文部科学省への相談に当たっては、計画時点で PCR 検査を実施する機関としての要件を満たしているか、あるいは PCR 検査を実施する機関を開設するための手続の予定を有することが求められること。

3. 請負により行う事業について

(1) 文部科学大臣所轄学校法人が委託者からの請負により行う事業（以下「請負事業」という。）については、委託者の意向に沿って行われるものであることから、学校法人が本来の目的として自らの意向に沿って行う教育研究活動とは区別されるものであること。

(2) 請負事業は、収益事業として実施すること。また、その事業については、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得る必要があること。

(3) 学校法人が行う医療及び社会福祉事業は、平成 21 年通知において、「教育研究活動上の必要性による場合に限られる」とされていることを踏まえ、請負でこれらの事業を行う場合においても、文部科学省への事前相談が求められること。

4. 語句の読替えについて

平成 21 年通知のうち、「帰属収入」の語句については、「学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成 25 年文部科学省令第 15 号）」の趣旨を踏まえ、「事業活動収入」に読み替えるものとする。当該通知における「事業活動収入」は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）第五号様式中の「事業活動収入計」を指すものとする。

添付資料

【別添1】 学校法人における付随事業・収益事業の概要

【別添2】 相談票

【別添3】 文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

学校法人における付随事業・収益事業の概要

- 学校法人は、本来事業（教育研究活動）のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業（付随事業）及び収益事業を行うことが可能です。
- 文部科学大臣所轄学校法人における付随事業及び収益事業については、平成21年2月26日高等教育局私学部長通知（20文科高第855号）、令和3年10月1日高等教育局私学部私学行政課長通知（3高私行第9号）において、その扱いが示されています。
- 付随事業及び収益事業を行う際には、高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係に事前にご相談ください。

付随事業と収益事業の比較

	付随事業	収益事業
目的	教育研究活動に付随する非営利事業 ※1	教育研究活動を助けるための営利事業
寄附行為の変更	所轄庁に要相談 ※2	必要 ※2
会計処理の原則	学校法人会計基準	企業会計の原則
法人税率	非課税	19% (年800万円以下の部分は15%)
事業の規模	学校法人全体の事業活動収入の30/130未満	学校法人全体の事業活動収入未満

※1 医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、学校法人がこれらの分野の事業を実施するのは、教育研究活動上の必要性に限られます。

※2 文部科学大臣所轄学校法人が付随事業（次のいずれかに該当する事業（保育事業を除く））。①在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業、②学校の所在地と離れた場所に施設を設置して行う事業、③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業）及び収益事業を行う場合は、文部科学省へ事前相談をお願いします。
ただし、医療及び社会福祉事業を行う場合は、全ての場合に文部科学省への事前相談をお願いします。

文部科学大臣所轄学校法人の相談窓口

事前相談の際には、相談票を使用してください。

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

電話：03-5253-4111（内線2533）メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

学校法人における付随事業の範囲

- 学校法人は、学校教育の一部に付随して行われる事業（付随事業）を行うことが可能です。
- ①在学者又は教職員及び役員以外の者を主たる対象者として行う事業、②校舎（法人本部等を含む）とは別に施設を設けて行う事業、③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業の全ての場合に該当する場合は会計において部門を設けて表示するとともに、寄附行為に記載し、文部科学省の認可を得ることが必要です。
- 付随事業のうち、①在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業、②学校の所在地と離れた場所に施設を設置して行う事業、③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業については、文部科学省への事前の相談が必要です（保育事業を除く）。

付随事業の判断基準

1. 目的	収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。
2. 実施主体	学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと。
3. 性質・種類	収益事業告示（平成20年文部科学省告示第141号）に定める範囲内であること。
4. 事業規模	(A)の範囲であること (特定の付随事業が特定の学校の教育研究活動と密接に関連する場合は、(A)かつ(B)の範囲であること)。 (A)：全付随事業に関する収入／学校法人全体の事業活動収入 < 30 / 130 (B)：特定の付随事業に関する収入／特定の学校部門の事業活動収入 < 30 / 130 <small>※「学校法人全体の事業活動収入」「特定の学校部門の事業活動収入」には、収益事業からの繰入収入、特定年度のみの特時的収入、保育事業収入は含まない</small>
5. 事業対象者	主として、在学者又は教職員及び役員であること。事業の性質上、主たる対象者が学外の者となる場合には、当該事業を提供される物品やサービスを50日程度利用する具体的な計画があること。
6. 収支の均衡	事業による収入は、費用を賄える程度とすること。
7. 財源	できる限り負債性のない資産を充てること。借入金を充てるときは無理のない返済計画を有すること。
8. 土地・施設・設備	原則、自己所有であること。借用の場合には、長期間にわたり使用できる保証があること。

※幼稚園を設置する文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業は付随事業と位置づける。

この保育事業については、付随事業の規模の範囲外で行うことが可能であり、文部科学省に対する事前相談は不要。

学校法人における収益事業の範囲

- 学校法人は、私立学校の設置を目的として設立される法人であり、その適切な運営を確保していく観点から、本来事業以外の事業については、一定の範囲内で行っていく必要があります。
- 収益事業は、寄附行為に記載し、所轄庁の認可を得るとともに、学校法人会計から区分し、特別の会計として経理することが必要です。

収益事業の判断基準

Step 1 本来事業に該当しないか？

…事業目的等に照らし、教育研究活動及び付随事業に該当しないことが要件になります。

Step 2 学校法人が行う事業として適当か？

…以下のいずれにも該当しないことが要件になります。

- ①経営が投機的に行われるもの
- ②風営法に規定される営業等
- ③事業規模が不適當なもの
- ④自己の名義で他人に行わせるもの
- ⑤学校教育に支障のあるもの
- ⑥その他

Step 3 学校法人が行う業種として適当か？

…収益事業の種類が日本標準産業分類に定めるもののうち、平成20年文部科学省告示第141号に掲げる18業種に該当することが要件になります。

Step 4 事業規模は適当か？

…事業規模が以下の範囲であることが要件になります。

全収益事業に関する売上高及び営業外収益 < 学校法人全体の事業活動収入
※「学校法人全体の事業活動収入」には、以下を含みません。
収益事業からの繰入収入、特定年度のみの特時的収入、保育事業収入

※学校法人が指定管理者として行う地方公共団体の所有する施設の管理運営事業については、①地方公共団体からの請負であること、②施設は地方公共団体の所有であり学校法人自らが設置したものではないこと、にかんがみて、学校法人が行う本来事業またこれに付随する事業とはみなせないことから、収益事業として位置づけること。

付随事業・収益事業の開始に当たっての相談票

学校法人名	学校法人 ○○
相談年月日	20○年○月○日
事業開始予定年度	
担当者氏名	
担当者連絡先（電話）	
担当者連絡先（メール）	

※ 相談する事業について該当する箇所をチェックしてください。

- 付随事業として実施したいと考えている。
- 収益事業として実施したいと考えている。
- 現時点では、付随事業・収益事業の判断が付かないため、文部科学省に事業概要を確認してほしいと考えている。
- その他

※具体的な内容について以下に記載

⇒

1. 事業目的（具体的に記入してください。）

※付随事業の場合は、「収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること」が要件となります。収益事業の場合は、私立学校法第 26 条に基づき、「その収益を私立学校の経営に充てるため」であることが求められます。

※必要に応じて、事業の概要を説明する資料を別途御提出ください。

（以下に御記入ください）

⇒

2. 実施主体

※付随事業の場合は、「学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと」が要件となります。

（以下に御記入ください） ■付随事業の場合のみ

⇒

3. 事業の性質・種類

※収益事業告示（平成 20 年文部科学省告示第 141 号）に定める範囲内であること。

（以下に御記入ください）

⇒

4. 事業規模

※事業開始前年度の事業活動収支計算書（作成前の場合は事業活動収支予算書）、事業開始年度から 2 年度分の事業活動収支予算書を御提出ください。また、これらに加えて、収益事業の場合は、2 年度分の別途貸借対照表の見込みを示す資料を御提出ください。

※事業規模を示す資料は、この資料に掲載するのではなく、別途御提出ください。

（以下に御記入ください）

⇒

5. 事業対象者

※付随事業の場合、「事業対象者（物品やサービスの提供先）は、主として、在学者又は教職員及び役員であること」が想定されています。事業の性質上、主たる対象者がこれら以外の者である場合は、「教育研究活動において、在学者又は教職員及び役員が、当該事業として提供される物品やサービスを50日程度以上活用する具体的な計画があること」が要件となります。

※上記の具体的な計画の提出が必要になる場合は、別途当該計画を示す資料等を御提出ください。

（以下に御記入ください） ■付随事業の場合のみ

⇒

6. 収支の均衡

※「事業による収入は費用を賄える程度」となっているかを御回答ください。

（以下に御記入ください） ■付随事業の場合のみ

⇒

7. 財源

※事業に使用する土地の確保及び施設・設備に必要な経費、毎年度の経常経費の財源はできる限り負債性のない資産を充てること。借入金を充てる場合は、無理のない返済計画を有すること。

※借入金を充てる場合には、返済計画を別途御提出ください。

（以下に御記入ください） ■付随事業の場合のみ

⇒

8. 土地・施設・設備

※「事業に使用する土地・施設・設備は、原則、自己所有であること」が要件となります。それぞれについて、自己所有か否かお示しください。

（以下に御記入ください） ■付随事業の場合のみ

⇒

20 文科高第 855 号
平成 21 年 2 月 26 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長
河 村 潤 子

(印影印刷)

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いに
ついて (通知)

このたび、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示 (平成 20 年文部科学省告示第 141 号) の運用に当たっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業及び収益事業の扱いについて、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における検討を経て、別添のとおり取りまとめました。

ついては、付随事業や収益事業の実施に当たっては十分留意されるようお願いいたします。

なお、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、文部科学省においてその扱いについて検討中であり、別途、通知することを予定しております。当面、医療又は社会福祉事業を実施することを検討している場合 (大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く) には、文部科学省に御相談いただくようお願いいたします。

【本通知の内容について】

担当 高等教育局私学部私学行政課企画係
電話 03-5253-4111 (内線 2533)

【本通知に基づく寄付行為変更について】

担当 高等教育局私学部私学行政課法人係
電話 03-5253-4111 (内線 2534)

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて

1. 学校法人は、従来より、本来事業である教育研究活動のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業（以下、「付随事業」という。）及び収益事業を行うことができることとされているが、私立学校の設置を目的として設立される法人であることにかんがみ、その適切な運営を確保していく観点から、本来事業以外の事業については、一定の範囲内で行っていくことがふさわしいと考えられる。
2. 一方、近年、学校法人においては、様々な性質、種類、規模の付随事業や収益事業を行う例が見受けられるようになってきている。
3. このため、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示（平成 20 年文部科学省告示第 141 号）の運用にあたっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業及び収益事業の扱いについて、以下のとおり示すこととする。
4. なお、幼稚園を設置する文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業（0歳～6歳児を対象とする認可保育所又は認可外保育施設。以下同様。）については、国として幼稚園と保育所の連携を推進していることにかんがみ、付随事業として位置づけた上で、次の①～③のとおり扱うこととする。

また、幼稚園を設置しない文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業は、在学者又は教職員及び役員が養育する者を主たる対象者とする場合、付随事業として位置づけ、①及び③のとおり扱うこととする。

（ただし、幼稚園を設置する、しないに関わらず、収益を目的とする場合を除く。）

 - ①保育事業は、付随事業の規模の範囲外で行えることとする。
 - ②経営状況を明らかにする観点から、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者として保育事業を行う場合には、寄附行為への記載や会計に関する表示について部門を設けて表示を行うこととする。
 - ③保育事業の実施決定にあたって、文部科学省に対する事前相談は要しないこととする。
5. さらに、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、学校法人がこれら分野の事業を実施するのは、教育研究活動上の必要性による場合に限られるべきと考えられる。このため、これら事業の扱いについては、引き続き文部科学省において検討中であるため、当該分野の事業を実施することを検討している場合（大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く）には、文部科学省に相談すること（保育事業を除く）。

1. 付随事業

(1) 事業範囲

別紙「文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲」内であること。

(2) 寄附行為への記載

(3)に基づき部門を設けて表示する付随事業は、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。その際、事業の種類については、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)の名称を例として具体的に記載すること。

(3) 会計に関する表示方法

下記①、②、③の全てに該当する付随事業は、資金収支内訳表及び消費収支内訳表に部門を設けて表示すること。保育事業については、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者とする場合には、②又は③に該当しない場合であっても、部門を設けて表示すること。

①、②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましい。

①在学者又は教職員及び役員以外の者を主たる対象者として行う事業

②校舎(法人本部棟を含む)とは別に施設を設け行う事業

③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

なお、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)上の付随事業の扱いは、次のとおりである。

付随事業は、「補助活動」と「補助活動以外の活動」からなる。

補助活動は、主として在学者を対象とするものであり、学校法人会計基準第5条に定める「食堂その他教育活動に付随する活動」は、補助活動を指す。なお、教職員及び役員が当該活動の対象者に併せ含まれても良い。

同条において、「食堂その他教育活動に付随する活動」の収入と支出は、純額をもって表示することができることとしているが、当該活動が、上記②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましく、その場合には、原則どおり、総額をもって表示すること。

(4) 文部科学省への事前相談

次のいずれかに該当する事業(保育事業を除く)は、付随事業としての実施を学校法人として決定する前に、必ず文部科学省に相談すること。

- ① 在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業
- ② 学校の所在地と離れた場所に施設を設置して行う事業
- ③ 事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

(5) その他留意事項

下記2つの通知で示している「いわゆる「附帯事業」」は、付随事業と同義である。

- ・平成12年12月28日12高行第6号「学校法人による保育所の設置について」
- ・平成14年7月29日文科高第330号「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて」

文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲

1. 目的

収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。

2. 実施主体

学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと。

3. 事業の性質・種類

収益事業告示(平成 20 年文部科学省告示第 141 号)に定める範囲内であること。

4. 事業規模

事業の規模は、概ね下記(A)の範囲であること。特定の付随事業が特定の学校の教育研究活動と密接に関連する場合は、(A)かつ(B)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や収益事業への転換)を検討すること。

(A):全付随事業に関する収入／学校法人全体の帰属収入<30／130

(B):特定の付随事業に関する収入／特定の学校部門の帰属収入<30／130

(注1)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入を含まない。

(注2)上記各収入には、次の①②を含まない。

①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)

②保育事業による収入

5. 事業対象者(物品やサービスの提供先)

事業対象者(物品やサービスの提供先)は、主として、在学者又は教職員及び役員であること。事業の性質上、やむを得ず主たる対象者が、在学者又は教職員及び役員以外の者となる場合には、教育研究活動において、在学者又は教職員及び役員が、当該事業として提供される物品やサービスを50日(3セメスター制の1セメスター相当)程度以上活用する具体的計画があること。

6. 収支の均衡

事業による収入は、費用を賄える程度とすること。

7. 財源

事業に使用する土地の確保及び施設・設備の整備に必要な経費、毎年度の経常経費の財源は、できる限り負債性のない資産を充てること(行政機関からの補助金等は可)。

借入金を充てる場合は、無理のない返済計画を有すること。

8. 土地・施設・設備

事業に使用する土地・施設・設備は、原則、自己所有であること。借用の場合には、長期間にわたり使用できる保証があること。

土地・施設・設備の取得・借用費用は、事業内容や収支計画に照らし、過大なものでないこと。

2. 収益事業

従来どおり、私立学校法第 26 条に基づき、収益事業告示(平成 20 年文部科学省告示第 141 号)に定める範囲内で行うものであり、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。また、私立学校の経営に関する会計(学校法人会計)から区分し、特別の会計(企業会計)として経理すること。

事業の規模については、下記の範囲であること。

事業規模

収益事業の規模は、概ね下記(C)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や当該事業の実施にふさわしい法人の設立)を検討すること。

(C):全収益事業に関する売上高及び営業外収益<学校法人全体の帰属収入=100

(注3)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入及び次の①②を含まない。

- ①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)
- ②保育事業による収入

なお、学校法人が指定管理者として行う地方公共団体の所有する施設の管理運営事業については、①地方公共団体からの請負であること、②施設は地方公共団体の所有であり学校法人自らが設置したものではないこと、にかんがみて、学校法人が行う本来事業又これに付随する事業とはみなせないことから、収益事業として位置づけること。(その際、地方公共団体との契約により、指定管理者として管理運営する施設を教育研究に活用することは可能。)

○ 学校法人寄附行為作成例（昭和38年3月12日私立大学審議会決定）

〔改正沿革〕 平成16年7月13日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定
平成29年1月27日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定
令和元年9月17日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定
令和3年1月27日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定
令和3年4月13日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定

（注） この作成例は、一般的な例であるから学校法人のそれぞれの特殊事情を考慮して、画一的に取り扱うことのないように留意するものとする。

学校法人〇〇学園寄附行為

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 〇〇大学 大学院 〇〇研究科
〇〇学部 〇〇学科
〇〇学部 〇〇学科
- 二 〇〇短期大学 〇〇〇学科
- 三 〇〇高等専門学校 〇〇学科 〇〇学科
- 四 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科
定時制課程 〇〇科
通信制課程 （広域）〇〇科
- 五 〇〇中学校
- 六 〇〇小学校
- 七 〇〇幼稚園
- 八 〇〇専修学校 〇〇高等課程 〇〇専門課程

九 ○○各種学校

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・文房具小売業
- 二 各種食料品小売業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事○○人
- 二 監事 ○人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち○人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長（校長）
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人
- 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長〔又は常務理事〕にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員)の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員)の解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長)の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事)の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事)の代表権の制限)

第14条 理事長〔及び常務理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長)職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事)の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
- 二 この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条第1項の規定は、評議員会の議事録について準用する。

- 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六 寄附行為の変更
- 七 合併
- 八 目的たる事業の成功の不能による解散
- 〔九 収益事業に関する重要事項〕
- 十 寄附金品の募集に関する事項
- 十一 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 ○○人
 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 ○○人
 - 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ○○人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（任期）

第25条 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する

- 一 任期の満了

- 二 辞任
- 三 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出

席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

[3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。]

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- 四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
- 3 令和〇年〇月〇日までの間は、第24条第1項第2号中「学校を卒業した者」とあるのは「……」と読み替えるものとする。

※この他、役員が損害賠償責任に関し、以下の規定を置くことが考えられる。

(責任の免除)

第〇条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

◎ 学校法人寄附行為作成例（昭和三十八年三月十二日私立大学審議会決定）

〔改正沿革〕 平成十六年七月十三日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定
 平成二十九年一月二十七日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定
 令和元年九月十七日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定
 令和三年一月二十七日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定
 令和三年四月十三日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定
 令和五年八月二十三日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定

寄附行為作成例	備 考
<p>（注）この作成例は、一般的な例であるから学校法人のそれぞれの特殊事情を考慮して、画一的に取り扱うことのないように留意するものとする。</p> <p>学校法人〇〇学園寄附行為</p> <p>第一章 総則</p> <p>（名称） 第一条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。</p> <p>（事務所） 第二条 この法人は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇番地に</p>	<p>・従たる事務所を置く場合には、以下の規定を設けるこ</p>

置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 〇〇大学 大学院 〇〇研究科
〇〇学部 〇〇学科
〇〇学部 〇〇学科
- 二 〇〇短期大学 〇〇〇学科
- 三 〇〇高等専門学校 〇〇学科 〇〇学科
- 四 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科
定時制課程 〇〇科
通信制課程 (広域) 〇〇科
- 五 〇〇中学校
- 六 〇〇小学校
- 七 〇〇幼稚園

と。

- 2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

- 八 ○○専修学校 ○○高等課程 ○○専門課程
- 九 ○○各種学校
- 十 ○○認定こども園

(収益事業)

第五条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 書籍・文房具小売業
- 二 各種食料品小売業

第三章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第六条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事○○名
 - 二 監事 ○名
- 2 この法人に、評議員○○名を置く。
- 3 この法人に、会計監査人○名を置く。

(例1：評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第七条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

・収益事業を行わない場合には、規定しない。

・各機関の定数は、「○名以上○名以内」などと規定することも可能。ただし、評議員の定数は理事の定数を超える数でなければならないため、評議員の下限が理事の上限を下回る場合には、以下のような規定を設けること。

4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

・理事選任機関の構成及び運営の具体的内容の決定は、学校法人の判断に委ねられていること。ただし、理事

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 4 理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

(例 2 : 第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第七条 この法人の理事選任機関は、理事選考委員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、理事〇名、評議員〇名、学外有識者〇名とする。
- 3 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考委員会の決議によって選任する。
- 4 理事選任機関の構成員の任期は、〇年とする。
- 5 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者（以下この条及び第二十九条第一項第五号において「理事選任機関招集権者」という。）が招集する。
- 6 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 7 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参

選任機関の構成及び運営、監事からの報告の方法等は、寄附行為に必ず規定しなければならないことに留意すること。

酌し、理事を選任しなければならない。

- 8 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 10 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

(例 3 : 理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第七条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

- 一 理事会
- 二 評議員会
- 三 外部理事選考委員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 理事会 全ての理事
- 二 評議員会 全ての評議員
- 三 外部理事選考委員会 学外有識者〇名

3 理事会及び評議員会以外の理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考委員会の決議によって選任する。

- ・ 理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。

- 4 理事会及び評議員会以外の理事選任機関の構成員の任期は、〇年とする。
- 5 理事会及び評議員会以外の理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者（以下この条及び第二十九条第一項第五号において「理事選任機関招集権者」という。）が招集する。
- 6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 8 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事選任機関が理事会又は評議員会である場合にあっては、理事長。以下この項において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 10 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

第四章 理事会及び理事

- ・評議員会を除く理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。

第一節 理事の選任及び解任等

(例 1 : 評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事の選任)

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長（校長）のうちから評議員会において選任した者 ○名
 - 二 評議員会において選任した者 ○名
- 2 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回る
こととなるときに備えて、補欠の理事を選任することが
できる。

(例 2 : 第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事の選任)

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長（校長）のうちから理事選考委員会において選任した者 ○名
 - 二 理事選考委員会において選任した者 ○名
- 2 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回る
こととなるときに備えて、補欠の理事を選任することが
できる。

(例 3 : 理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事の選任)

第八条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長（校長）のうちから理事会において選任した者 ○名
- 二 評議員会において選任した者 ○名
- 三 外部理事選考委員会において選任した者 ○名

2 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第九条 理事の選任に当たっては、私立学校法第三十一条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第十条 理事の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第十一条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは

・ 理事の任期を短縮することは可能。

、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

三 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から二週間を経過した日から三十日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

・理事選任機関が評議員会のみの場合には、規定しない。

・理事選任機関が評議員会のみの場合には、以下のように規定すること。

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から三十日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

第十二条 理事は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の五分之一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第二節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第十三条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第十四条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第十五条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち一名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

- ・代表業務執行理事を置かない場合には、規定しない。
- ・代表業務執行理事について、常務理事等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係にあるのかを明らかにするために、例えば以下のよ

4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業

うに規定すること。

（例）

3 理事（理事長を除く。）のうち○名を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

4 常務理事をもって私立学校法第三十七条第三項の代表業務執行理事とする。

- ・業務執行理事を置かない場合には、規定しない。
- ・業務執行理事について、常務理事等の名称を用いる場合には、法律上の名称と当該名称がどのような関係にあるのかを明らかにするために、例えば以下のように規定すること。

（例）

4 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

5 常務理事をもって私立学校法第三十七条第四項の業務執行理事とする。

- ・代表業務執行理事を置かない場合には、規定しない。

務を掌理する。

7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第十六条 理事長〔及び代表業務執行理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第十七条 理事長〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、三か月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第三節 理事会の運営

(招集)

第十八条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする

・業務執行理事を置かない場合には、規定しない。

・代表業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

・代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

・理事長以外の理事を招集担当権者とすることも可能。

理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前二項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第十九条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第二項及び第四項並びに第二十九条第二項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第二十条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決

・ 招集通知の発出期限は、一週間より短縮することも可能。

・ 理事長以外の理事を議長とすることも可能。

・ 「可否同数の場合は、議長の決するところによる」旨の規定は適当ではない。

・ 三分の二を上回る割合とすることも可能。

議は、議決に加わることができる理事の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第百九条第一項第一号に定める事由による解散

二 この法人の合併

三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

四 基本財産の処分

五 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

六 残余財産の帰属者の決定

七 収益を目的とする事業に関する重要な事項

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第二十一条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

・ 三分の二を上回る割合とすることも可能。

・ 第三号から第七号に規定する事項を特別決議としないことも可能。

(議事録)

第二十二條 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下第四十八條第二項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第五章 監事

第一節 選任及び解任等

(監事の選任)

第二十三條 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が○名を下回ることとなる

・議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上並びに出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下第四十八條第二項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

ときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第二十四条 監事を選任に当たっては、私立学校法第三十一条第三項及び第六項並びに第四十六条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第二十五条 監事の任期は、選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第二十六条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会に

- ・ 監事の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は監事の任期を超えてはならないことに留意すること。

において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第二十七条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第二十八条 監事は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の二分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第二節 職務等

(監事の職務)

第二十九条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- 二 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後三月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 三 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- 四 この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学

大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第五号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（常勤監事の選定及び解職）

第三十条 監事のうち一名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

- ・常勤監事を置かない場合は、規定しない。
- ・常勤監事の選定・解職の方法は、学校法人の判断に委ねられていること。
- ・現在は常勤監事を置かないものの、将来的に置く可能性がある場合には、以下のように規定することも考えられる。
- ・監事のうち一名を常勤監事とすることができる。この場合において、常勤監事の選定及び解職は、監事の過

(調査権限等)

第三十一条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則第〇条で定めるものを調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第三十二条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

半数の合意をもって行う。

・子法人がない場合には、規定しない。

第六章 評議員会及び評議員

第一節 評議員の選任及び解任等

(例1：評議員会で評議員を選任する場合)

(評議員の選任)

第三十三条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- 一 この法人の職員のうちから選任した者 〇〇名
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから選任した者 〇〇名
- 三 学識経験者のうちから選任した者 〇〇名

2 前項第一号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員会は、評議員の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

・評議員の選任・解任の方法は、法令の資格及び構成の要件を満たす限り、学校法人の判断に委ねられていること。

・職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能（ただし、職員評議員が一人もいなくなることは、私立学校法第六十二条第三項第一号に違反することに留意する必要がある。）。

・評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。

(例2：充て職や複数の機関で評議員を選任する場合)

(評議員の選任)

第三十三条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で評議員会において選任した者
〇〇名
- 二 〇〇大学〇〇学部長
- 三 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものの中から、評議員会において選任した者 〇〇名
- 四 学識経験者の中から、評議員選考委員会において選任した者 〇〇名

2 前項第一号及び第二号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 第一項第二号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。

4 第一項第四号の評議員選考委員会は、学外有識者〇名で構成する。

5 評議員会及び評議員選考委員会は、評議員の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員

・職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能（ただし、職員評議員が一人もいなくなることは、私立学校法第六十二条第三項第一号に違反することに留意する必要がある。）。

を選任することができる。

6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(評議員の資格)

第三十四条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第三十一条第三項及び第六項、第四十六条第二項及び第三項並びに第六十二条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第三十五条 評議員の任期は、選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第三十六条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

・評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。

・評議員の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は評議員の任期を超えてはならないことに留意すること。

・評議員の解任方法は、原則として選任したものが解任できるものとする。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡
- 3 評議員は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第二節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第三十七条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第三十八条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなけれ

・事業に関する中期的な計画の作成又は変更など第2項各号に掲げる事項については、各学校法人の判断で、

ばならない。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け
- 二 多額の借財
- 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- 四 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- 五 収益事業に関する重要事項
- 六 私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- 七 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 八 寄附金品の募集に関する事項
- 九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- 一 私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める寄附行為の変更
- 二 私立学校法第百九条第一項第一号に定める事由による解散
- 三 合併

評議員会の決議事項とすることも可能。

- ・ 第一号のうち私立学校法施行規則において評議員会の決議事項とされていない事項を評議員会の決議事項とするかどうかは、各学校法人の判断に委ねられていること（ただし、決議事項としない場合は、第二項で規定する意見聴取事項に位置付けることが必要であること）。

(理事の行為の差止めの求め)

第三十九条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第三十二条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないうときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第四十条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第三節 評議員会の運営

(開催)

第四十一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- ・ 定時評議員会は、四月から六月までの一定の時期に開催すること。
- ・ 定時評議員会の開催時期を、「毎会計年度終了後三月以内」と規定することも可能。

(招集)

第四十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の十分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- ・ 十分の一を下回る割合とすることも可能。

3 評議員の総数の十分の一以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の三十日前までにしなければならない。

- ・ 十分の一を下回る割合とすることも可能。
- ・ 三十日を下回る期間とすることも可能。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - 四 私立学校法施行規則第〇条で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第四十三条 前条第二項の規定による請求があった日から三十日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第四項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
- 3 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第四十四条 第二十九条第二項の規定により監事が評議

員会を招集する場合には、監事は第四十二条第四項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第四十五条 前三条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第四十六条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第四十七条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第九十二条第一項に規定する決議

・評議員会の決議要件は、法令の要件を加重又は軽減できないこと。

- 3 前二項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第四十八条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第四十九条 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項に

・議事録の署名担当者を定め、以下のように規定することも可能。

- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から十年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

・代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

ついて説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第七章 理事会と評議員会の協議

(例1：理事・評議員協議会を設置する場合)

(理事会及び評議員会の協議)

第五十条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から二十日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

- 2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。
- 3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。
- 4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

・理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取り扱いについて規定するかどうかは、学校法人の判断に委ねられること。

ただし、一定の手続により理事会又は評議員会の決議があったものとみなすなど、いずれかの決議を不要とするような規定は設けられず、いずれにせよ理事会の決議、評議員会の決議が必要であることに留意すること。

・理事・評議員協議会の決議要件は、加重することも可能。

6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

(例2：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合)

(理事会及び評議員会の協議)

第五十条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第八章 会計監査人

第一節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第五十一条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第五十二条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第五十三条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

・ 会計監査人の解任事由は、第一号から第三号の事由に限定されていること。

第五十四条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第五十五条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第二節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第五十六条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書を

いう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、〔この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は〕この法人〔若しくはその子法人〕の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

・子法人がない場合には、〔 〕内は規定しない。

第九章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第五十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第五十八条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、〇年以上〇年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第五十九条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第六十条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必

・ 事業に関する中期的な計画は、原則として五年以上の期間を定めること。

・ 役員又は会計監査人の責任の一部免除を行わない場合には、規定しない。
・ 本規定は私立学校法第九十三条第一項に基づく責任の免除であり、私立学校法第九十一条及び第九十二条に

要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第一項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第九十二条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の十分の一以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第一項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第一項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則第○条で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第六十一条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）

に基づく評議員会の決議による責任免除は、寄附行為に定めなくても可能。

- ・異議申述期間は、1か月以上の期間としなければならない。
- ・十分の一を下回る割合とすることも可能。
- ・役員又は会計監査人と責任限定契約を締結しない場合には、規定しない。

は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第十章 資産及び会計

(資産)

第六十二条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第六十三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

・収益事業を行わない場合には、〔 〕内は規定しない。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第六十四条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第六十五条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第六十六条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

・収益事業を行わない場合には、規定しない。

・収益事業を行わない場合には、〔 〕内は規定しない。

(会計)

第六十七条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第六十八条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第六十九条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第五号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 計算書類

・収益事業を行わない場合には、規定しない。

四 計算書類の附属明細書

五 財産目録

- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号及び第五号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第七十条 この法人は、毎会計年度終了後三月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第三項及び第七十六条第二号において同じ。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前条第一項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

・収益事業を行わない場合には、規定しない。

(資産総額の変更登記)

第七十一条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

第十一章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第七十二条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第二十三条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則第〇条に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第十二章 解散及び合併

(解散)

第七十三条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号又は第二号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第七十四条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第七十五条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第十三章 補則

(情報の公表)

第七十六条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当

該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第七十七条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第七十八条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員、評議員及び会計監査人

・設置する学校の掲示場に掲載する方法によることも可能。

・この附則は、新たに設立される学校法人が規定するも

は、次のとおりとする。

理事（理事長）	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
理事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
監事	〇〇〇〇
評議員	〇〇〇〇
評議員	〇〇〇〇
評議員	〇〇〇〇
評議員	〇〇〇〇
評議員	〇〇〇〇
評議員	〇〇〇〇
会計監査人	〇〇〇〇

令和五年私立学校法改正に伴う寄附行為の変更に際しては、学校法人の事情により、以下のような附則を定めることも考えられる。

- 1 この寄附行為は、令和七年四月一日から施行する。
ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和七年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議

のであり、既に設立されている学校法人の寄附行為の附則に、新たに設立時の評議員及び会計監査人を追記する必要はない。

- ・但書を規定しない場合であっても、法律上当然に会計監査人及び常勤監事に関する規定は令和七年度の定時評議員会の終結の時までは適用されないため、但書を規定するかどうかは学校法人の判断に委ねられる。
- ・理事と評議員を兼任する者がいずれかの職を辞任する

員の資格及び構成については、令和七年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であつて、令和七年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和七年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

場合の、経過措置の例。

- ・ 令和七年四月一日以降令和七年度の定時評議員会の終結の時までに任期が満了する役員又は評議員について、令和七年度の定時評議員会の終結の時まで任期を伸長する場合の、経過措置の例。
- ・ 令和七年四月一日よりも前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和七年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合には、以下のように令和七年四月一日よりも前にまず一部の附則を施行する。

1 この寄附行為は令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項は令和〇年〇月〇日から、会計監査人及び常勤監事に関する規定は令和七年度の定時評議員会の終結の時から、それぞれ施行する。

2 令和〇年〇月〇日に在任する役員又は評議員であつて、令和七年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和七年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であつて、私立学校法第三十一条、第四十六条及び第六十二条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和九年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

5 前項の役員又は評議員の解任は、なお従前の例による。

・ 改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終結について、任期の満了まで又は令和九年の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例。

・ 前項の役員又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする場合の、経過措置の例。

○組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）

最終改正：平成三十年九月二十七日政令第二百七十号

内閣は、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になつた連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十三条において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第十三条及び第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記

をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合等の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する組合等が合併に際して従たる事務所を設けた場合 合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から三週間以内

三 分割により設立する組合等が分割に際して従たる事務所を設けた場合 分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から三週間以内

四 組合等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第十二条 組合等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四

週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第十三条 第八条、第八条の二及び第十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併（承継を含む。次条第二項及び第三項並びに第二十条において同じ。）後存続する組合等、分割をする組合等又は吸収分割承継組合等についての変更の登記は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記の囑託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所（第三号に規定する場合であつて当該決議によつて第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を囑託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を囑託し、合併により設立する組合等については解散の登記を囑託しなければならない。

3 前項に規定する場合において、同項の訴えに係る請求の目的に係る合併により第十一条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各組合等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項に規定する登記を囑託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

- 2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 分割をする組合等(当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。)の登記事項証明書
- 二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定に

より分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二條 第九條の登記の申請書には、同條に規定する手續がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の申請)

第二十三條 清算結了の登記の申請書には、清算が結了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四條 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五條 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで、第八十七条、第八十八条及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、組合等の登記について準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「組合等登記令第十一条第二項各号」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

(特則)

第二十六條 次に掲げる法人については、第二条第二項第一号に掲げる事項は、登記することを要しない。

一 ～ 六 （略）

2 ～ 21 （略）

附 則 (略)
 別表 (第一条, 第二条, 第六条, 第七条の二, 第八条, 第十七条, 第二十条, 第二十一条の三関係) (抄)

名称	根拠法	登記事項
学校法人 私立学校法第六十四条第 四項の法人	私立学校法 (昭和二十四年 法律第二百七十号)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは, その定め 資産の総額 設置する私立学校, 私立専修学校 又は私立各種学校の名称

各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
茂 里 毅

大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を
指定寄附金の対象とすることについて（通知）

日頃より、私立学校行政の円滑な施行に格別の御努力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年度税制改正におきまして、大学、高等専門学校または一定の専門学校を設置しようとする学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄附金につき、一定の要件を満たしたものについては、その寄附額の全額が指定寄附金の対象とされることとなりました【別添 1】。

これは、企業がその経営資源を活用して学校教育に積極的に参画することを後押しし、社会のニーズに応じた人材育成の一層の促進を目的とするものです。

都道府県私立学校主管部課におかれては、本指定寄附金の活用を希望する学校法人等の設立を目的とする法人に対し、下記を踏まえ、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。なお、本指定寄附金の活用に向けた周知方策等につきましては、別途お知らせいたします。

記

1. 法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和 5 年財務省告示第 96 号）について

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、令和五年四月一日以後に支出された寄附金について適用する。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（同法第百八条第二項の大学を除く。）、同法第一条に規定する高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（同条に規定する専修学校にあっては、同法第二百五条第一項に規定する専門課程でその修業期間（普通科、専攻科その他これらに準ずる区

別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間。以下同じ。)を通ずる授業時間数が三千四百時間以上であるものによる教育を行うものに限る。以下「大学等」という。)の設置を主たる目的とする私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(同法第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。以下「学校法人」という。)の設立を目的とする法人(以下「学校法人設立準備法人」という。)に対して支出された寄附金であって、当該学校法人の設立に必要な費用に充てられるもののうち、当該学校法人設立準備法人が当該寄附金の募集につき次に掲げる要件を満たすものとして別記様式一による届出書を財務大臣に提出した日から令和十年三月三十一日までの間に支出されたもの(当該届出書の提出に対して別記様式二による受理書の交付を受けた当該学校法人設立準備法人に対して支出されたものに限る。)の全額

- 一 当該学校法人の設立前においてされる寄附金で、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十五条に規定する寄附金に該当するものであること。
- 二 募集要綱(寄附金の使途並びに募集の方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。以下同じ。)に、当該学校法人設立準備法人の設立後五年を超えない範囲内において当該募集要綱で定める日までに当該大学等の設置に係る学校教育法第四条第一項又は第百三十条第一項の認可(以下「設置認可」という。)を受けなかった場合には、それまでに受け入れた当該寄附金の額から当該寄附金のうち当該学校法人の設立及び当該大学等の設置に特に必要となる費用に充てられたものの額を控除した残額について国又は地方公共団体に寄附する旨の定めがあること。

2. 本指定寄附金の活用にあたって必要となる手続等について

本指定寄附金の活用にあたっては、学校法人の設立に関する認可の審査を担当する部局において、学校法人の設立に関する認可申請等に向けた準備状況を確認することとし、以下(1)及び(2)の通り取り扱うこととする。

- (1) 学校法人設立準備法人は、寄附金の募集につき、上記1.の告示に定める届出書を財務大臣に提出しようとするときは、あらかじめ、文部科学省(専修学校を設置しようとする場合には、都道府県)に対し、「学校法人の設立に関する認可申請等に向けた準備状況を証する書類」として次の書類を提出しなければならないこととする。

なお、これらの書類の作成にあたっては、「学校法人の寄附行為の認可及び寄

附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」も適宜参照することとする。

- ① 指定寄附金の活用に係る書類の提出について【別添2（様式1）】
- ② 設立趣意書（様式任意）
- ③ 設立決議録（議事に関する資料を含む）
- ④ 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類（※）
- ⑤ 設置する学部等の分野がわかる資料（④に記載があれば省略可）
- ⑥ 設立代表者の履歴書（様式任意）
- ⑦ 銀行口座の通帳の写し
- ⑧ 寄附予定者や寄附金額の見込み等を記載した寄附金募集計画（様式任意）
- ⑨ 寄附金の使途、募集の方法、募集予定期間、募集した寄附金の管理方法等を記載した寄附金募集要綱（様式任意）

(※) 「④ 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類」については、大学又は高等専門学校を設置しようとする場合には、私立学校法施行規則第二条第一項第三号に規定する「設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類」を指すものとし、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年文部省告示第117号）第11条の規定に基づき、文部科学省の示す様式（様式第2-1号）に則って作成するものとする。

専修学校を設置しようとする場合には、特段の様式の定めはないが、上記様式を参考にしつつ、設置しようとする専修学校の内容、校地・校舎、役員・評議員の氏名等を明らかにするとともに、設置しようとする専修学校の修業期間を通ずる授業時間数が3,400時間以上であることを明らかにして作成するものとする。なお、各都道府県において、独自の様式を別途定めることも可能とする。

(2) 文部科学省又は都道府県は(1)で提出のあった書類を確認した上で、当該学校法人設立準備法人に対し、「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」を交付する。

文部科学省から学校法人設立準備法人に交付する書類の様式は、【別添3（様式2）】のとおりであるが、都道府県から学校法人設立準備法人に交付する書類については、【別添3（様式2）】を参考に作成いただきたい。

なお、「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」の写しについては、当該学校法人設立準備法人が、上記1.の告示に定める届出書に添付して、財務大臣に提出する書類になるものであることに留意されたい。

(添付資料)

- 【別添 1】 大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を指定寄附金の対象とすることについて
- 【別添 2】 指定寄附金の活用に係る書類の提出について（様式 1）
- 【別添 3】 指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書（様式 2）

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を指定寄附金の対象とすることについて

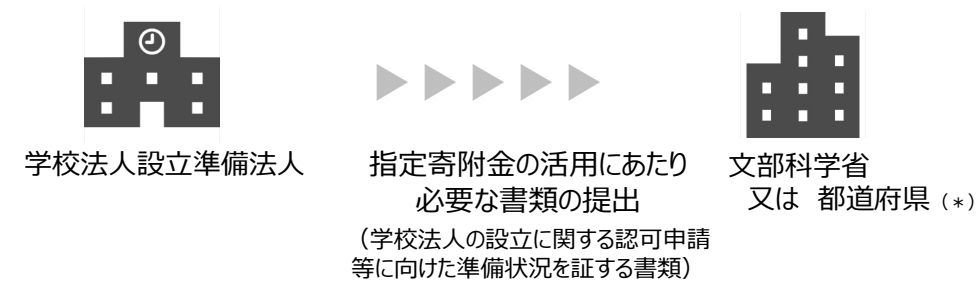
4年制大学、高等専門学校、専修学校専門課程を設置する学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄附金について、**一定の要件**を満たしたものについては、**その寄附額の全額が指定寄附金の対象**とされることになりました！

対象となる寄附金の要件

- 学校法人等の**設立に必要な費用に充てられるもの**
- 財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの
- **学校法人等の設立前にされる寄附金**で、**法人税法施行令第75条に規定する寄附金**に該当するもの
- 設置しようとする大学等が、法人設立後5年以内で募集要綱に定める日までに**認可されない場合には、国または地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金**

寄附金募集までの流れ（イメージ）

① 学校法人設立準備法人から文部科学省又は都道府県への書類提出

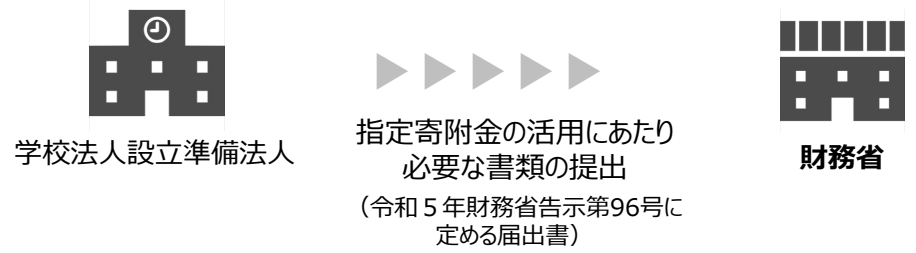


- (文部科学省又は都道府県への提出が必要な書類)
- 設立趣意書
 - 設立決議録
 - 設置認可の申請をする予定の大学等の概要を記載した資料 等

提出先において書類を確認し、問題がないようであれば、当該準備法人に対し、「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」を交付します。

(*) 大学・高等専門学校を設置しようとする場合…文部科学省
専修学校を設置しようとする場合…都道府県

② 学校法人設立準備法人から財務省への書類提出



- (財務省への提出が必要な書類)
- 学校法人設立準備法人の定款、寄附行為、規則等
 - 寄附金募集要綱
 - 指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書の写し 等

財務省において所定の届出書の提出を確認でき次第、財務省から当該準備法人に対し、「学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書の受理書」を交付します。財務省からの受理書の交付をもって、本指定寄附金の活用が可能になります。

▶ 本指定寄附金の活用については、まずは **文部科学省私学行政課 法規・企画係** にご相談ください！

【別添2】（様式1）

令和〇年〇月〇日

文部科学省高等教育局
私 学 部 長 殿

主たる事務所の
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

指定寄附金の活用に係る書類の提出について

このたび、（大学/高等専門学校/専修学校）の設置を目的とする学校法人を設立し
たく、令和〇年度に認可申請を行うべく、準備を進めております。

法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件
（令和5年財務省告示第96号）に基づき、財務大臣に必要な届出書の提出を行います
ので、添付書類についてあらかじめお知らせいたします。

（添付書類）

- ・ 指定寄附金の活用に係る書類の提出について（本紙）
- ・ 設立趣意書（様式任意）
- ・ 設立決議録（議事に関する資料を含む）
- ・ 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類
- ・ 設置する学部等の分野がわかる資料
- ・ 設立代表者の履歴書
- ・ 銀行口座の通帳の写し
- ・ 寄附予定者や寄附金額の見込み等を記載した寄附金募集計画
- ・ 寄附金の使途、募集の方法、募集予定期間、募集した寄附金の管理方法等を
記載した寄附金募集要綱

【別添3】(様式2)

文 書 番 号

令和〇年〇月〇日

主たる事務所の
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

文部科学省高等教育局
私 学 部 長

指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書

令和〇年〇月〇日付の指定寄附金の活用に係る書類を受理し、認可申請等に向けた準備状況について、所轄庁として必要な確認を行いましたので、これを証します。

(参考1) 大学設置・学校法人審議会会長コメント

- 1 このたび、大学設置・学校法人審議会は、本年5月及び7月に諮問等のあった平成20年度開設予定の公私立の大学、大学院などについて答申等を行った。諮問等のなされたもののうち、今回認可の答申等に至った案件は94件であり、それぞれ円滑かつ確実に設置計画を履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開されることを期待したい。
- 2 本年度の申請等の大きな特色の一つは、教職大学院関係が21件あったことである。このうち、今回の答申等で可となったのは19件、申請が取り下げられたものが2件である。全体的に、実践的な能力を培うための実習の重要性に関する理解が不十分であると思われる案件がかなり見られ、それらについては補正を求めることとなった。教職大学院は教職課程改善のモデルとして制度化されたことを十分踏まえ、質の高い実践的なリーダー教員養成を行う体制を整備・充実することを強く求めたい。(詳細については北原大学設置分科会長代理のコメントを参照。)
- 3 教職大学院以外の案件では、大学の 신설、学部の設置、短期大学の学科の設置、大学の通信教育の開設、大学院の研究科の設置、専攻設置・課程変更の各区分で、申請の取り下げが7件あり、また、いくつかの案件については、当審議会においてさらに吟味を必要とするという判断から、現在の時点では保留という結果となっている。これらの案件は、総じて準備不足の傾向が顕著であり、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、施設・設備などの面で、大学の設置に関する基本的理解を欠いているのではないかとの懸念がもたれるような申請内容のものも見られた。
- 4 規制緩和の流れの中、大学新設の抑制方針の撤廃、審査基準の準則化、認可事項の縮減など「事前規制から事後チェックへの転換」の考え方にに基づき、設置審査が行われてきているが、その前提となる大学自身の自覚と責任の徹底という点において、懸念せざるを得ない案件が少なくないことは、大いに危惧される場所である。本年1月には文部科学大臣が、株式会社が設置するある大学に対して学校教育法に基づく勧告を行う事態にも至っている。各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対して、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚いただくよう強くお願いしたい。各申請者においては、当該専門分野の教員をコアとして構成・計画を練り、十分な準備を経た上で申請するよう重ねてお願いしたい。また、積極的に教育情報・財務情報を公開し社会に対する説明責任を果たすよう期待したい。
- 5 今回の審査に際しても、設置構想が多様化する中、判断に苦慮した局面が少なくなかった。文部科学省に対しては、基準を明確化し適正な審査を行う観点から、例えば、以下のような事項についての検討を期待したい。
 - 学位に付記する専攻名称に関する基準の明確化
 - 大学院大学のハード面など基準の明確化
 - 多様な形態を踏まえた通信教育設置基準の見直し
 - 教職大学院の基準の明確化(別紙参照)
 - 専門職大学院で養成する人材を受け入れる側のニーズ把握の徹底、専任教員の役割・責任の明確化

平成19年11月27日

大学設置・学校法人審議会会長 永田 眞三郎

教職大学院の審査結果について

- 1 教職大学院については、本年3月に制度が創設され、7月に平成20年度開設予定の国私立の教職大学院21件の諮問等があった。(国立15件、私立6件)
審査に当たっては、教職大学院の案件のみを審査する特別審査会及び専門委員会を設け、書面審査に加えて、全ての大学院に対して面接審査を実施し、必要に応じ実地審査や連携教育委員会からのヒアリングを行ったりして、慎重な審査を期した。
その結果、19件については、認可を「可」とする判定を行い、各大学院が留意すべき事項の内容を「留意事項」として取りまとめた。その他は、申請が取り下げられたものが2件ということとなった。
- 2 教職大学院は、これまでの大学院段階における教員養成の在り方を見直し、高度専門職業人としての教員に求められる高度な実践力・応用力を育成するため、専門職大学院制度の中に特別に位置づけられ制度化されたものである。このことに鑑み、各案件の審査に際しては、設置の趣旨・目的が制度創設の趣旨に即しており明確か、教育課程が実践的な内容になっており体系的に編成されているか、学校等における実習が円滑に教育効果をあげるものになっているか、実務家教員と理論的な科目を担う教員とが適切に役割分担し協働する教員組織になっているか、養成した人材を受け入れる教育委員会等との強い連携関係が構築されているかといった観点から確認を行い、不明確な点については申請者に説明を求めた。
- 3 審査における論点の一つが、学校等における実習の取扱いであった。実践的な指導力の強化を図る観点から、10単位以上の実習を修了要件とするとともに、学生の教職経験を考慮して、全部又は一部の実習を免除できる制度とされている。実習の免除を計画する案件の中には、教職経験と免除する実習との相関性、免除の基準・方法等が不明確なものが見られた。また、実習の全部を免除する計画については、実践力ある人材を育成する目的を達成できるかどうか疑問であるとする意見もあった。教職大学院における教育の質の担保に直接関わる事柄なので、各大学院において、実習を免除する場合の判定は厳正に行うとともに、実習の在り方を不断に検証していくことを望みたい。なお、現職教員学生が現勤務校で実習を行う計画の場合、日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされることも望みたい。
- 4 その他、審査においては、1年コースを設定する場合の教育の質の担保、学生が1年間に登録できる履修科目の単位数などが論点となった。細部までの検討がなされておらず準備不足なものがある、教職大学院の設置により既設の学部や修士課程の教育も改革してほしい、今回は義務教育、特に小学校教員養成の案件が多かったが、例えば、高等学校等の教員養成のものも今後出てきてほしいといった意見があったことを付言しておきたい。
- 5 今回の審査に際し、教職大学院制度の趣旨・目的に照らして個別の案件の内容について議論したが、判断に苦しんだ局面があった。文部科学省に対しては、例えば以下のような事項について、基準の明確化など制度に関する共通理解を図る取組を期待したい。
 - 実習について、全部免除の要件、免除の基準・方法等に関する要件
 - 現職教員学生の現勤務校での実習を認める要件
 - 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限
 - 教員組織中に修士など相応の学位保有者を相当程度含むこと
 - モデル・カリキュラムの作成の支援
- 6 平成20年度に開設する19の教職大学院に対しては、確実に設置計画及び留意事項の内容を履行し、質の高い実践的なリーダー教員養成を行うことを期待する。

平成19年11月27日

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長代理
(教職大学院特別審査会主査) 北原 保雄

(参考2) 近年の審査を振り返って

(大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会長コメント)

私立大学審議会を前身とする本分科会は、法令の定めにより私立大学関係者を中心に構成され、経営面を中心に設置審査に当たっている。言い換えれば、本分科会は、私立大学関係者の「自主性」「自律性」に厚い信頼を置く私立大学制度の一部を成すものであり、申請者の「自律性」を期待し、「自主性」を尊重することを審査の基本方針としている。

一方、我が国の私立大学は、過去十数年の間、著しい環境の変化に晒されてきた。18歳人口が4割減少し、地方を中心に定員割れに苦しむ大学も少なくない。バブル経済の崩壊は、出口(就職)を意識した教育内容の不断の見直しを不可避とした。さらに、大学設置基準の大綱化以降の規制緩和の流れは、私立大学の多様化に大きく道を開いた。

かかる環境変化に直面し、各大学が、経営の安定性に意を払いつつ、建学の精神の下、様々な工夫を凝らし改革を進めていることは、高く評価したい。しかし、他方で、私立大学制度の前提である「自主性」「自律性」を損ないかねない事態が審査の過程等で明らかになりつつあることを指摘しなければならない。

第一に、継続的な運営のための「安定性」の問題である。私立大学は、在学生のみならず、卒業生に対しても母校として存続、発展する責務がある。「安定性」は学校経営の最も基本的な命題であり、学校法人制度もそうした前提で設計されている。にもかかわらず、近年、新設早々に学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学の例や、校舎の全部借用の結果、借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く見られるようになった。

第二に、社会からの「信頼性」の問題である。教育基本法で規定される通り、学校とは「公の性質」を有するものであり、その設置者たる学校法人には高い「公共性」が求められる。しかし、昨今、認可申請書の不実記載や重大な記載漏れなどの不正申請、理事長によるセク・ハラ事件、さらに文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事案が続いており、極めて遺憾である。社会からの信頼性の前提である情報公開も遅れている。

第三に、私立大学の「自主性」「自律性」そのものの問題である。規制緩和の進展は、申請者側に、より高い「自主性」「自律性」が求められるものであるが、現実には、設置認可に際し、準備不足からか多数の留意事項が付されたり、「数値基準さえクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加するなど、規制緩和の弊害が目立ち始めている。学校法人のガバナンス機能を高めるための平成16年の私立学校法改正の趣旨についても、改めて徹底する必要がある。

以上、いずれも最終的には設置者たる学校法人の自己責任に帰すべき問題とは言え、事態の広がりによっては、学校経営に民間参入を認めた唯一の制度として確立してきた『学校法人制度』の根幹を揺るがしかねない。この事態の克服のため、何よりも、我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待したい。

本学校法人分科会は、私立大学の水準の向上、健全な発展に責任を負う機関として、事態の推移を見極めつつ、審査基準、審査方針の見直しと厳正な審査に一層努めてまいりたい。

平成20年2月27日

大学設置・学校法人審議会

学校法人分科会長 黒田 壽二

(参考3) 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会長コメント

このたび、大学設置・学校法人審議会は、平成24年10月12日に文部科学大臣から諮問された学校法人堀越学園に対する解散命令について、妥当とし、その際、在学する学生、生徒及び幼児の修学機会の確保の観点から可能な限りの措置を講ずることとするとともに、それに必要な期間を考慮し、平成24年度末までに解散を命ずることが適当であるとの答申を行った。

学校法人は、高い公共性を有する学校の運営を継続的かつ安定的に行う責務を負っていることは言うまでもない。また、現行の学校法人制度においては、それぞれの学校法人が建学の精神に基づき多様な教育を提供できるよう自主性、自律性が尊重されている。

しかしながら、学校法人堀越学園においては、経営上も管理運営上も数多くの問題を抱え、危機的な状況にまで陥っている中で、文部科学省から再三にわたり改善を求める指導を受けてきたにもかかわらず、改善に向けた責任ある真摯な対応が見られないなど異常な状況が続いている。このことは、いかに自主性、自律性が尊重されているとはいえ、高い公共性が求められている学校法人としてあるまじき姿であり、解散を命ずることによってしか問題の解決が図れないという事態に立ち至ったことは、極めて遺憾である。当然のことながら、このような事態を招いた学校法人堀越学園の責任は厳しく問わざるを得ない。

同時に、在学生の修学機会の確保のため、学校法人堀越学園には、転学等に必要な措置をはじめ責任ある対応に総力を挙げて取り組むよう強く求めたい。

また、転学等の支援については、この際、他の学校におかれては、可能な限り学生等の受入れについてご配慮いただき、関係諸団体におかれてもご協力いただくよう期待したい。国においても、前例にとらわれず、できる限りの支援をしていただくよう積極的な対応をお願いしたい。

本事案は、基本的には特定の学校法人が自らの責任で招いた異例のものではあるが、私立学校を取り巻く社会情勢の著しい変化の中にあっては、高い公共性を有する私立学校を自主的、自律的に運営するという学校法人制度の根幹を揺るがしかねない要素をはらんでいる。このような観点から、改めて我が国の私立学校制度について、多様な教育研究を展開される各学校設置者の一層の自覚を期待したい。

なお、学校法人分科会の審議においては、修学機会の確保など让学生在の保護という観点からは、現行の私立学校法について、学生が在籍している学校法人の解散が不可避となるような事態への対応の在り方をさらに検討し、時代の変化に合わせたものとしていかなければならないとの指摘もあった。建学の精神に基づく私立学校の自主性、自律性の尊重という原則を十分踏まえながら、本事案のような異例なケースにも対応できるような制度的方策についても、本分科会として検討課題としつつ、引き続き任務の厳正な遂行に努めていきたい。

平成24年10月25日

大学設置・学校法人審議会

学校法人分科会長 日 高 義 博

「(参考4) 8月答申に当たって [大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長報告]

このたび、当審議会は、本年4月に諮問のあった平成28年度開設予定の公私立の大学の学部等について審議の上、別紙のとおり答申を行ったが、審議を通じた所見について、以下のとおり報告する。

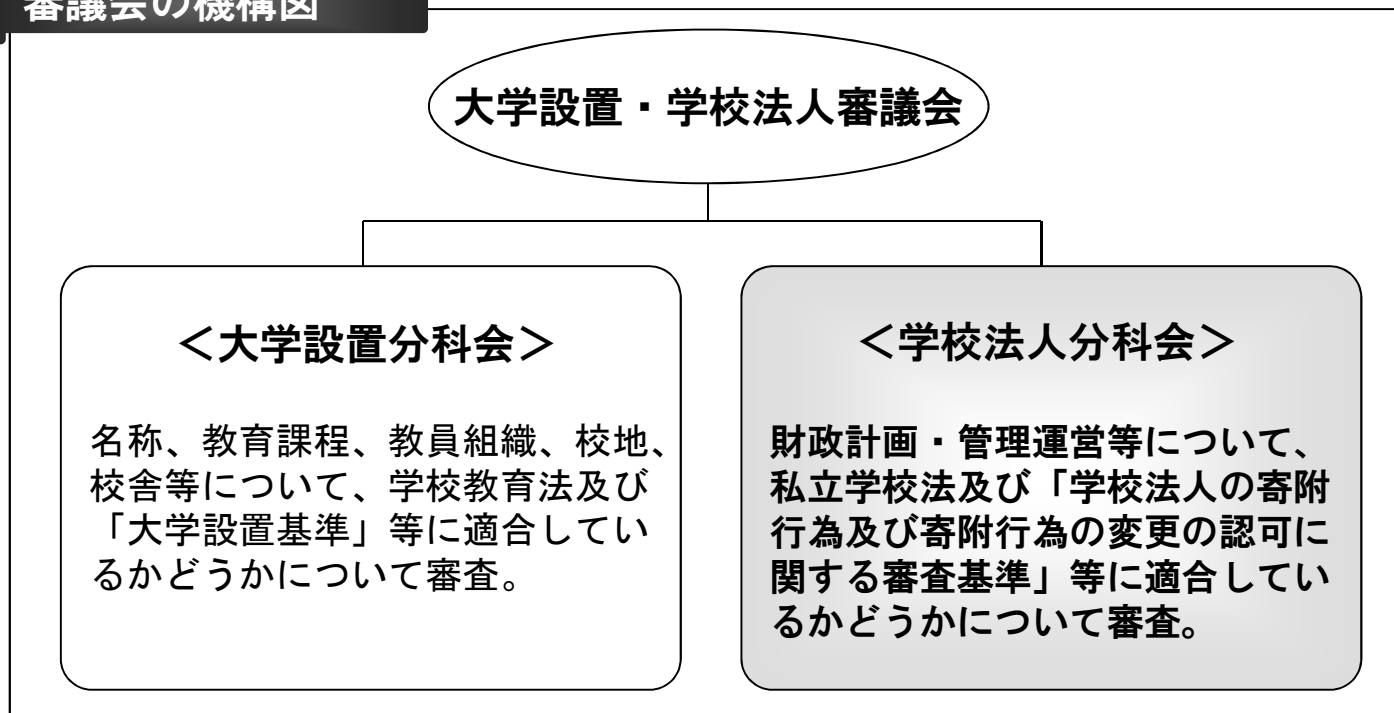
- 1 昨年11月に諮問のあった大学新設案件を含め、申請案件全体では、3件の申請取下げがあり、また、設置計画の更なる吟味を必要とするという判断から、最終判定を留保し審査を継続することとなった案件が7件あった。これらの案件は総じて準備不足の傾向が顕著であり、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、教員組織、施設・設備等の面で、大学等の設置に関する基本的理解を欠いているのではないかと懸念されるようなものも散見された。このため、文部科学省に対しては、各申請者が、当該専門分野の教員をコアとして構成・計画を練り、十分な準備の上申請を行うよう、周知・徹底をお願いする。
- 2 本年度の申請の大きな特色の一つは、約40年ぶりの医学部設置案件があったことである。審査に当たっては、医学部という特殊性に応じた「審査の観点」を整理した上で、医学部設置の案件のみを審査する特別審査会を設け、書面審査に加えて実地審査を実施するなど慎重な審査を行い、認可を可とする判定に至った。その上で、今日の医学教育に求められている内容・質が漸次高度化していることを踏まえると、今後さらに教育内容や附属病院の体制等を充実させ、教育研究活動の水準を一層向上させることが期待される。
また、今回新設される医学部は、東日本大震災からの復興と東北地方における医師の定着という、重要な社会的要請の下に設置されるものである。このような社会からの大きな期待に十分に応えるためには、大学独自の取組だけでなく、地域の行政機関や医療機関等、関係機関との連携を深めることが不可欠である。
以上のことから、文部科学省に対しては、設置者が関係機関の支援の下、着実に計画を実施し、所期の目的が確実に達成されるよう、指導・助言をお願いする。
- 3 認可を可とされた大学等においては、設置認可は出発点であるとの認識に立って、設置計画を円滑かつ確実に履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開していくことが期待される。なお、設置計画を履行するに当たって留意すべき事項（「留意事項」）を付されたものについては、完成年度までは「設置計画履行状況等調査」において継続的にフォローアップが図られることとなるが、教育研究活動の水準向上の取組は完成年度以降も不断に行われるべきものであり、その取組を実効性のあるものにするためには、第三者の視点による評価の充実を図ることが重要である。そのため、文部科学省に対しては、当審議会から設置者に対して求めた改善事項やその対応状況を確実に追跡し、加えてその後に行われる認証評価との連携を図り、継続的に改善が図られるようなシステムの構築を要望する。

平成27年8月27日

大学設置・学校法人審議会
大学設置分科会長 佐藤 東洋士

私立大学等の設置に係る寄附行為変更認可の審査の要点

審議会の機構図



Ⅱ 学校法人分科会における審査

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における審査は、

- (1) 学校法人としての適格性、
- (2) 設置計画に係る財務計画の妥当性、
- (3) 設置計画及びその進捗状況

等について、私立学校法及び「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)」等との適合性について実施。

(1) 学校法人としての適格性

管理運営体制、管理運営状況、事務処理状況 など

(2) 設置計画に係る財務計画の妥当性

負債率、負債償還率 など

(3) 設置計画及びその進捗状況

施設・設備（校地・校舎、設備）の自己所有要件、標準設置経費・標準経常経費、設置経費等の財源 など

Ⅲ 審査基準のポイント

1. 施設・設備（校地・校舎、設備）の自己所有要件

(1) 校地

- ① 申請時に自己所有であり、負担附でないことが必要。
- ② ただし、借地権の設定登記がなされている借用や、開設年度以降20年（大学院の場合は10年）以上の使用保証がある借用は可。

(2) 校舎等の施設

- ① 自己所有であり、負担附でないことが必要。
- ② ただし、申請者名義の借地権の設定登記がなされている借用や、開設年度以降20年（大学院の場合は10年）以上の使用保証がある借用は可。

(3) 設備

- ① 自己所有であり、負担付きでないことが必要。
- ② ただし、教育研究上支障がないと認められる借用は可。

2. 標準設置経費等

(1) 標準設置経費

- ① 大学の設置に要する経費（既存の校舎等を転用又は共用する場合は、大学の設置に要する経費と転用等を行う既存校舎等の帳簿価格との合計額）が、「標準設置経費（学部の種類及び定員規模等に応じて算定）」を上回ることが必要。
- ② 設置経費は、
 - ア 校地の整備に要する経費、
 - イ 校舎（基準内）の整備に要する経費、
 - ウ 校舎（基準外）の整備に要する経費、
 - エ 図書の本の整備に要する経費、
 - オ 教具・校具・備品の整備に要する経費、の5つに区分されるが、「標準設置経費（数量基準）」は、このうちイ及びオのみについて規定。
※ ア校地、ウ校舎（基準外）、エ図書、については、数量基準はないが、教育研究上必要な額を計上することが必要。

(2) 標準経常経費

大学の開設年度の経常経費が、「標準経常経費」（設置基準上必要な専任教員数により算定）を上回ることが必要。

3. 設置経費等の財源

(1) 設置経費等の財源

「設置に要する経費」及び「開設年度の経常経費（学校新設の場合に限る）」の合計額以上の財源を、申請時に自己資金として保有していることが必要。

(2) 設置経費等への借入金充当

上記（1）の要件を満たす場合には、設置経費＋開設年度の経常経費の合計額の1/2以内を限度として、設置経費等に借入金を充当することが可能。

4. 負債率、負債償還率

(1) 負債率

- ① 開設年度の前々年度の負債率（前受金を除く負債総額／総資産額）が、25%以下であることが必要。
- ② ただし、開設年度の3年前の年度から完成年度の各年度において、基本金組入前当年度収支差額がプラスであると認められる場合は、33%以下で可。
- ③ また、校地の価格を再評価（鑑定評価、路線価格による評価など）した結果、25%以下であれば可。

(2) 負債償還率

- ① 開設年度の3年前の年度から完成年度までの各年度において、負債償還率（（借入金等返済支出＋借入金等利息支出）／事業活動収入）が20%以下であることが必要。
- ② 短期借入金（借り入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る）がある場合には、上記の計算の際、「借入金等返済支出」から、当該借入金分を除外することが可能。
- ③ 余裕金等により借入金を繰上償還した場合は、上記の計算の際、「借入金等返済支出」から、繰上償還に係る元本償還分を除外することが可能。

5. 管理運営体制、管理運営状況、事務処理状況等

(1) 管理運営体制

- ① 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職責を果たすことができると認められる者で、学校法人の理事又は監事としてふさわしい社会的信望を有するものであること。
- ② 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- ③ 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。
- ④ 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- ⑤ 役員の構成は、教育研究組織との十分な意思疎通が図られるよう配慮されていること。
- ⑥ 理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されていること。
- ⑦ 監事に対する情報の提供等の支援体制が十分に整えられていること。
- ⑧ 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- ⑨ 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。
- ⑩ 設置する大学等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていること。
- ⑪ 学校法人の管理運営上必要な諸規程（次ページ参照）の整備その他大学等を設置するにふさわしい管理運営体制が整えられていること。

(2) その他

- （偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後に申請する場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていることが必要。

<留意点（主な指摘例）>

- ・ 理事、評議員の構成が特定の親族や高齢に偏向
- ・ 監事の職務執行状況や監事を機能させるための支援体制・取組が不十分
- ・ 役員が法人の運営状況を把握するための体制が不十分（理事長の出勤状況、理事会・評議員会の遠隔地での開催など）
- ・ 事務局長が非常勤

<学校法人の管理運営上必要な諸規程>

【組織・総務関係】

組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（接受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、特定個人情報等の取扱いに関する規程

【人事・給与関係】

就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程

【財務関係】

会計・経理規程、固定資産管理規程、物品取扱規程、資産運用に関する規程 など

（２）管理運営状況、事務処理状況等

学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないことが必要。この場合、以下の事項に留意。

- ① 法令に基づく登記、届出、報告等の適正な実施
- ② 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還、その徴収する掛金、公租公課の支払の状況
- ④ インターネットの利用及びその他の適切な方法による私立学校法第63条の2の規定による情報の公表の状況

<留意点（主な指摘例）>

- ア 役員、評議員の選任方法が不適切（遡及した選任、理事会等の承認を経ずに選任など）
- イ 理事会、評議員会の運営が不適切（開催順序の誤り、書面による持ち回り開催など）
- ウ 学校法人と役員個人が利益相反行為にあたる契約を行っていた
- エ 資金管理が不適切（関連法人への不適切な担保提供、書面による確認のないままの債務保証など）
- オ 財務関係書類等の備付けが遅延、作成すべき書類が未作成
- カ 法令に基づく登記の不備（代表権の登記、資産総額変更登記など）
- キ 財務関係書類の利害関係人への閲覧が不十分（閲覧対象書類、閲覧の対象者など）
- ク 財務状況の一般公開（ホームページへの掲載）が未実施
- ケ 休校中の学校等や休止中の収益事業について、今後の取扱いが未定

6. その他

- 学校経営の継続性・安定性確保の観点から、「学生確保の見通し」についての審査を行っており、学生数（収容定員）が合理的に算定されていることの説明や裏付け資料を提出することが必要。

- 学生確保の見通しに係る調査（説明）における留意点は以下を参照。

<留意点（審査の主な観点）>

- 入学定員や学生確保の見込み数について、以下の観点ごとにデータ等に基づき分析され、合理的に定員が設定されているか。
 - ・新設学部等の趣旨目的、教育内容等
 - ・新設学部等の分野の動向
 - ・中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向
 - ・競合校の状況
 - ・既設学部等の学生確保の状況（大幅な定員割れがある場合は、その原因分析を踏まえた新設学部等の見込み）

- 学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。
 - ・学生確保の取組の具体的計画
 - ・見込まれる効果

- 高校生対象アンケートを行う場合は、以下の点に留意する。
 - ・調査実施時期は、申請直前ではなく、申請者による大学等設置に向けた構想段階の時期である。
 - ・アンケート対象は、アドミッションポリシーや受入実績等と整合する。
 - ・アンケート対象者に対して必要な情報を明示している。
 - ・設問は、入学の意思を確認できる設問となっている。
 - ・調査結果を踏まえた分析が適切に行われている。
(入学意思を示した回答数が入学定員を下回る場合は、入学定員を上回る入学希望者が確保できる見込みについて、他の情報と合わせた分析が必要。)
 - ・アンケートの実施主体は、必ずしも第三者であることを要しない。